

資料 1

未定稿

(仮称)防府市子ども・子育て支援事業計画

素案(たたき台)

平成 27 年 3 月

防 府 市

【目次】

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景.....	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 法的根拠	3
2. 計画の概要	4
(1) 計画の期間.....	4
(2) 計画の対象.....	4
(3) 策定体制	4
3. 防府市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯数の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況.....	8
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	11
(4) ニーズ調査結果の概要.....	20
4. 防府市次世代育成支援行動計画の総括	27
5. 防府市の子ども・子育て支援施策の課題	47
第Ⅱ部 防府市子ども・子育て支援の基本的考え方	
1. 基本理念	
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割	
3. 基本的視点と主要施策の方向	

第Ⅲ部 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の提供体制の確保

 - (1) 教育・保育施設の充実（需要量および確保の方策）
 - (2) 教育・保育施設の一体的提供の推進
 - (3) 教育・保育の質の向上
 - (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

 - (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

 - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - (2) 事業主の取組の促進
 - (3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

6. 計画の推進体制

 - (1) 関係機関等との連携
 - (2) 計画の達成状況の点検・評価

第 I 部
序 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズにも基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

以上みてきた関連３法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるとい希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

- 第4次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」（総合政策課）
- 防府市教育振興基本計画（学校教育課）
- 防府市国民保護計画（防災危機管理課）
- 第4次防府市障害者福祉長期計画（障害福祉課）
- 防府市地域福祉計画（社会福祉課）
- 防府市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（高齢福祉課）
- 第4次防府市男女共同参画推進計画（防府ハーモニープラン21）（社会福祉課）
- 防府市健康増進計画（健康増進課）
- 防府市生涯学習推進計画（生涯学習課）

2 計画の概要

（1）計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

（2）計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

（3）策定体制

「防府市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「防府市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

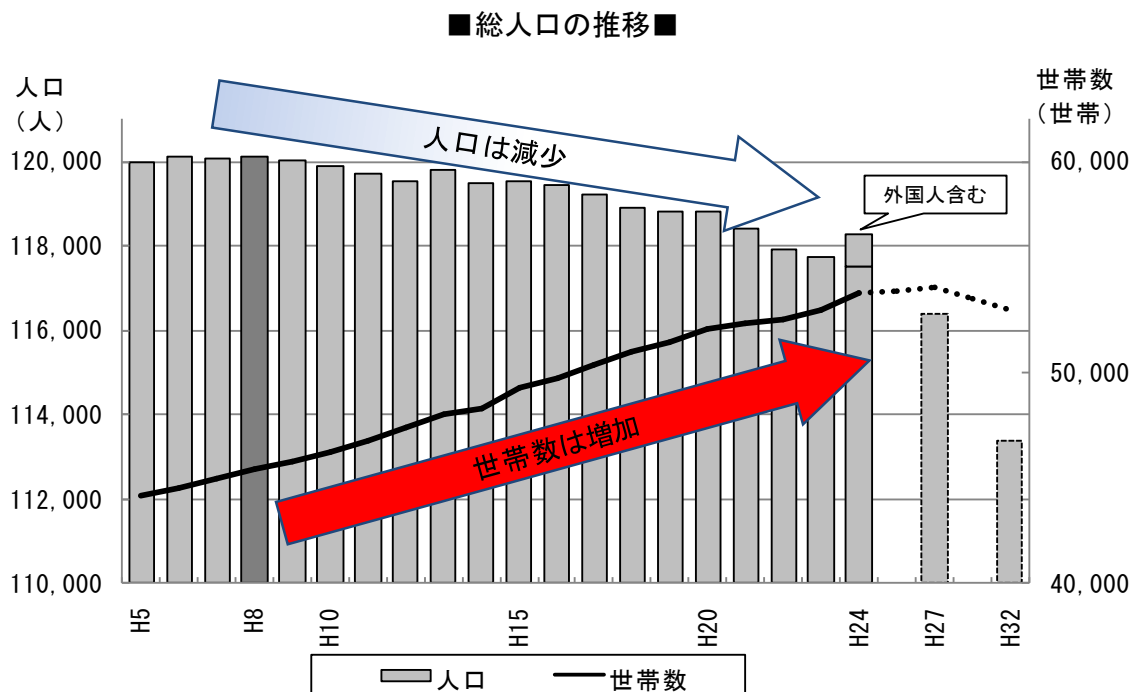
- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ、妊娠健診等）が計画的に盛り込まれているか。
- ④費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

3. 防府市の子ども・子育てを取り巻く状況

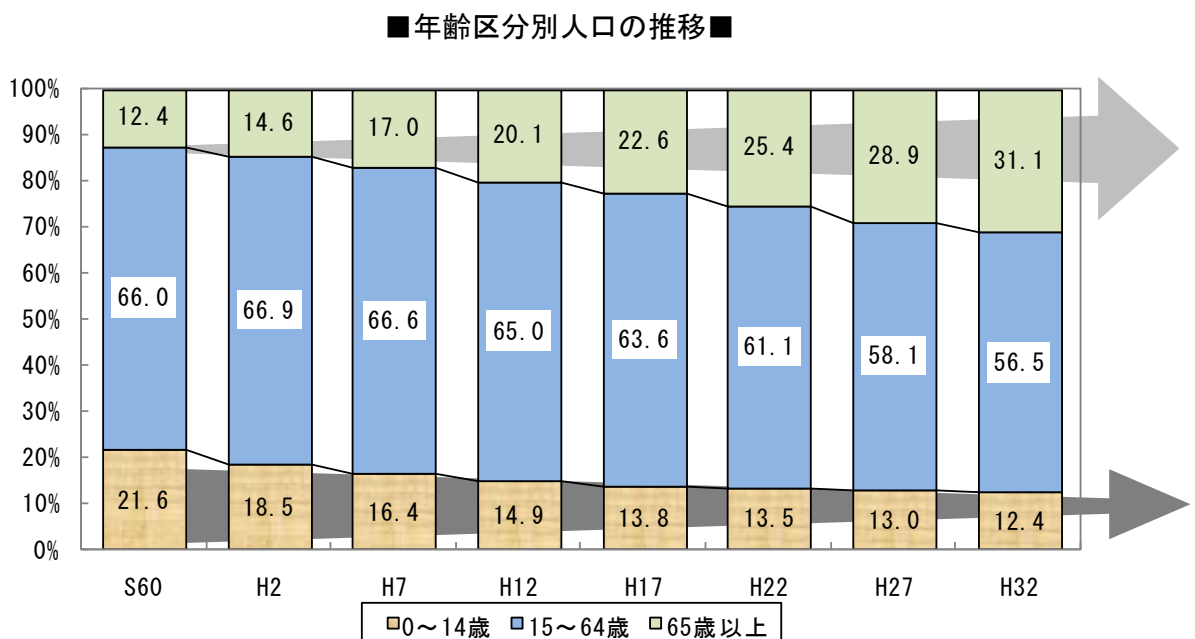
(1) 人口・世帯等の動向

① 総人口・世帯数の推移

- 本市の総人口は、平成8年に市制施行後最も多い120,128人となりましたが、近年は減少傾向にあります。一方、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員数は減少しています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口の減少と65歳以上の老年人口の増加の傾向が続いています。
- 平成32年には高齢化率が30%を超えることが予想されます。



資料: 防府市統計書(平成27,32年は防府市総合計画)

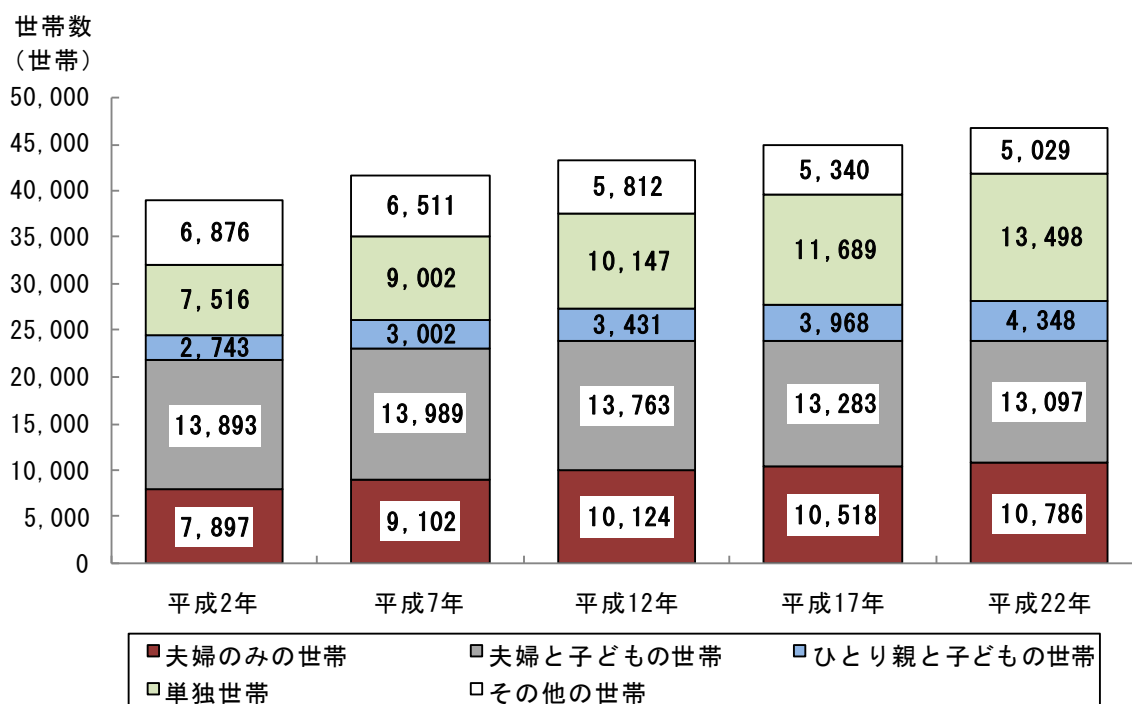


資料: 国勢調査

②子育て世帯の推移

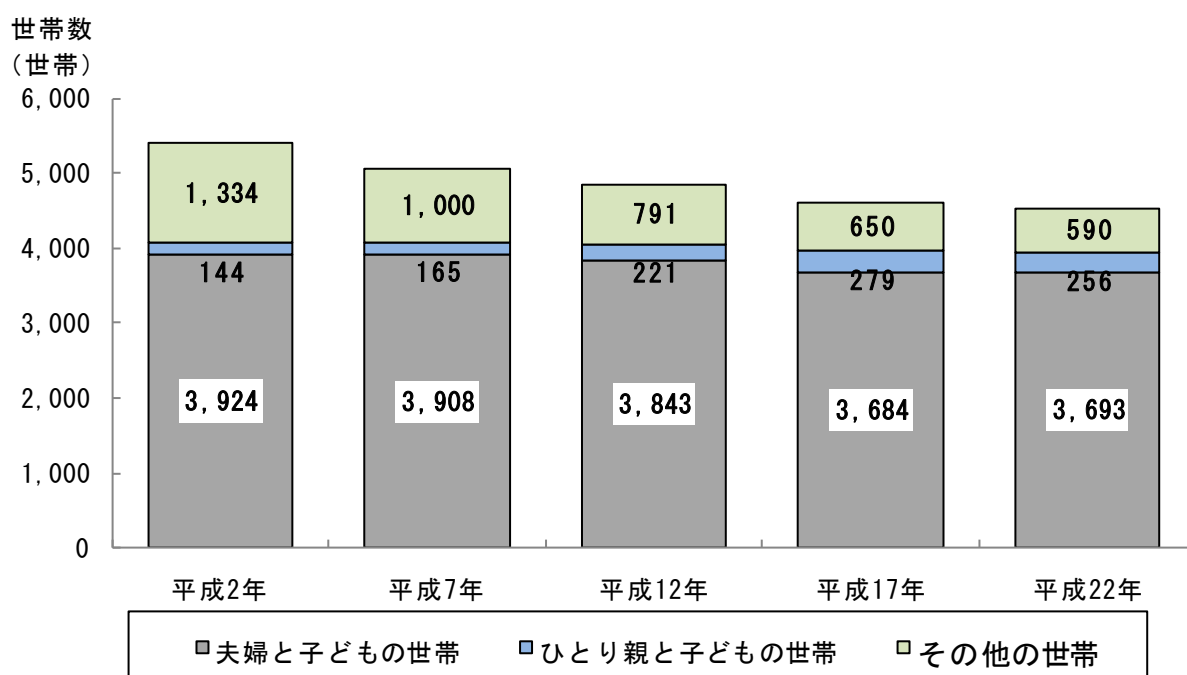
- 子育て世帯が減少している中、ひとり親世帯は増加しています。
- 子育て世帯（6歳未満の子どものいる世帯）が平成2年から平成22年で約15%減少しています。

■子育て世帯の動向(全体)■



資料: 国勢調査

■子育て世帯の動向(6歳未満世帯)■

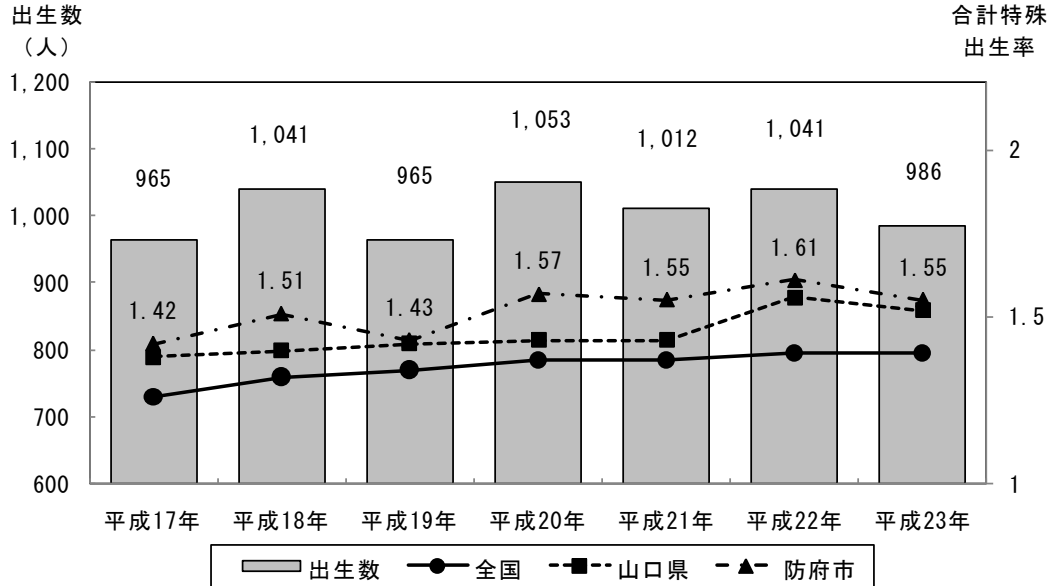


資料: 国勢調査

③出生の動向

- 本市は、おおむね 1,000 人前後で推移しています。
- 合計特殊出生率は、全国、山口県に比べ高くなっていますが、人口維持に必要といわれる 2.08 に比べるとかなり低くなっています。

■出生数及び合計特殊出生率の推移■



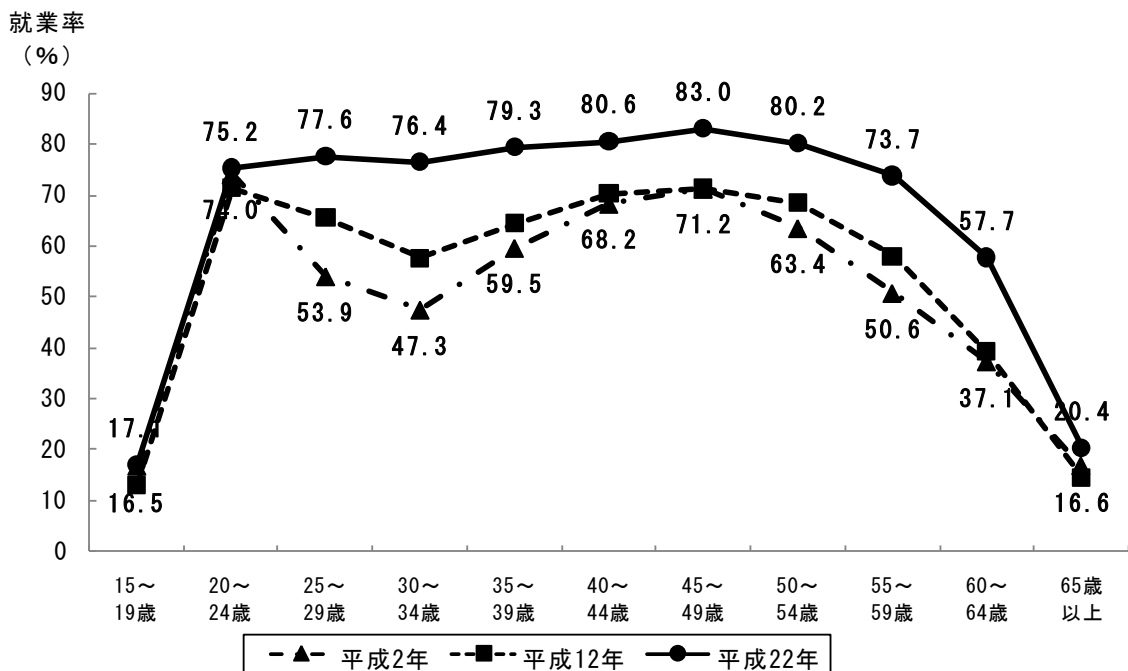
資料:山口県保健統計年報等

※合計特殊出生率:15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。

④女性の就労の状況

- 平成2年から平成22年にかけて、いずれの年代においても就業率が増加しています。
- 特に25~39歳の就業率の増加が顕著になっています。

■女性の就業率の推移■



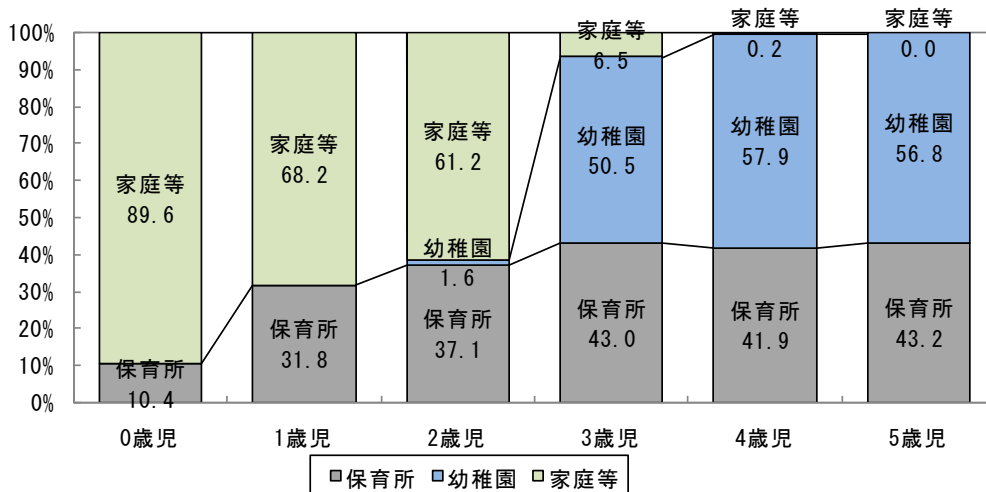
資料:国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

①就学前の子どもの居場所の状況

- 3歳以上児の大部分が幼稚園又は保育所に入所しています。
- 幼稚園を利用できる3歳以上児では、幼稚園を利用する児童の方がやや多くなっています。

■就学前の子どもの居場所■



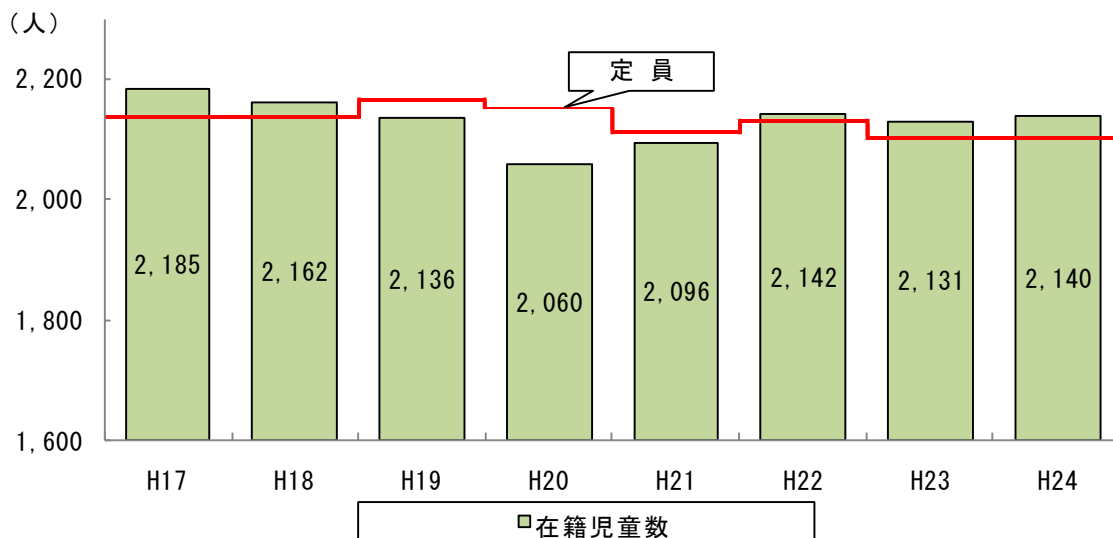
資料：保育所利用児童数：子育て支援課資料(平成24年5月1日現在)
 幼稚園利用者数：学校教育課資料(平成24年5月1日現在)
 就学前の子どもの数：住民基本台帳(平成24年5月1日現在)

②保育所・幼稚園の利用児童数と定員の状況等

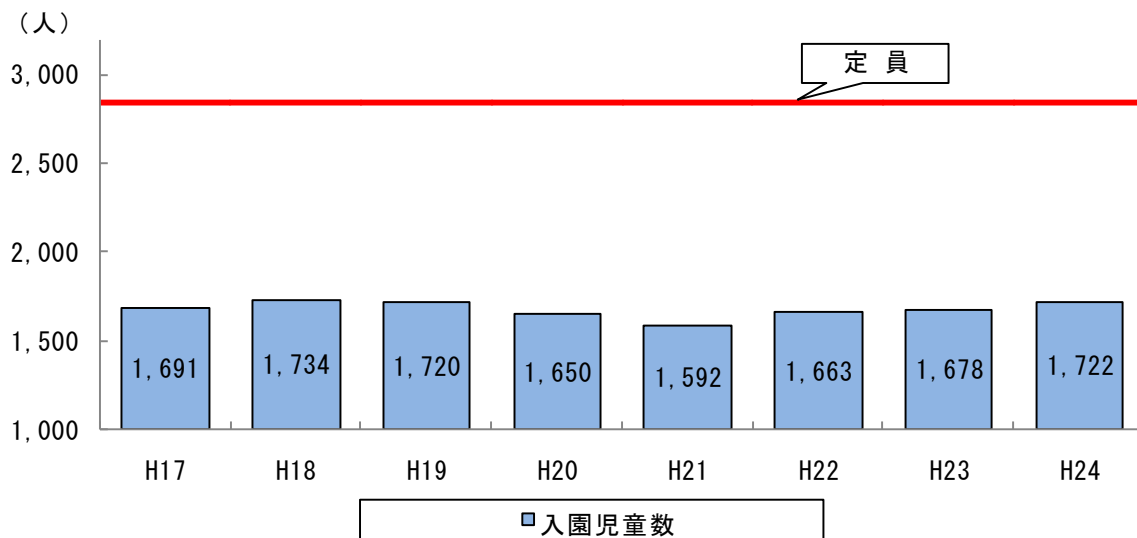
- 保育所の利用は、定員とほぼ同じくらいで推移していますが、ここ数年は定員を上回っています。防府市においては、待機児童は発生していません。
- 幼稚園の利用児童数は、定員より約1,000人少なくなっています。

■利用児童数の定員の推移■

【保育所】



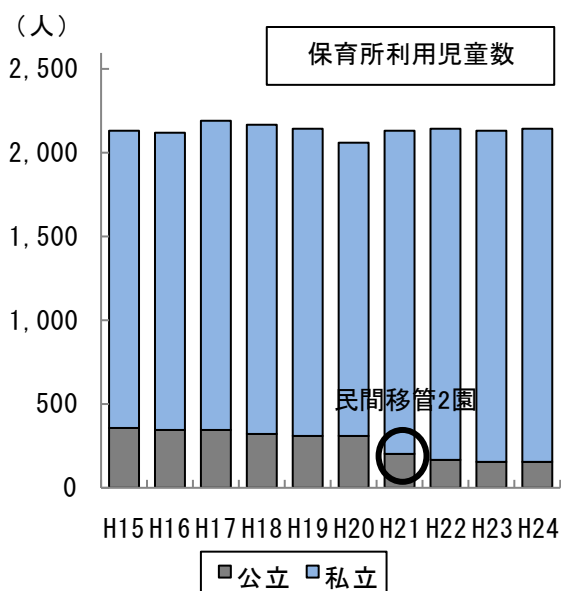
【幼稚園】



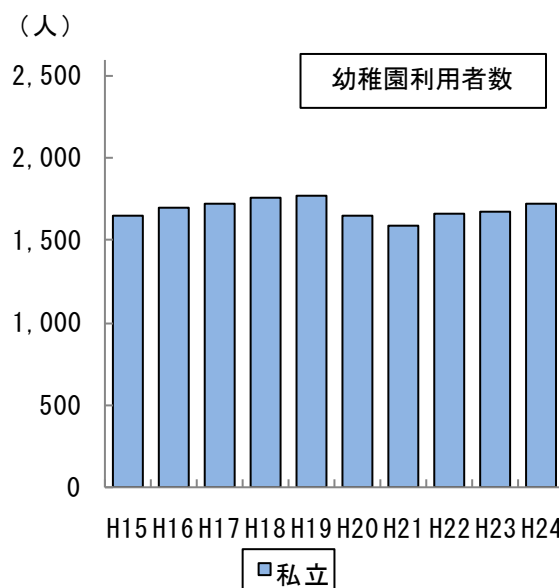
資料: 学校教育課資料(各年5月1日時点)

- 児童数で見ると、幼稚園より保育所の方が多く利用されています。
- 平成 21 年度に三田尻保育所と西須賀保育所の民間移管を実施しています。
- 防府市においては、公立の幼稚園はありません。

■ 保育所と幼稚園の利用の状況 ■



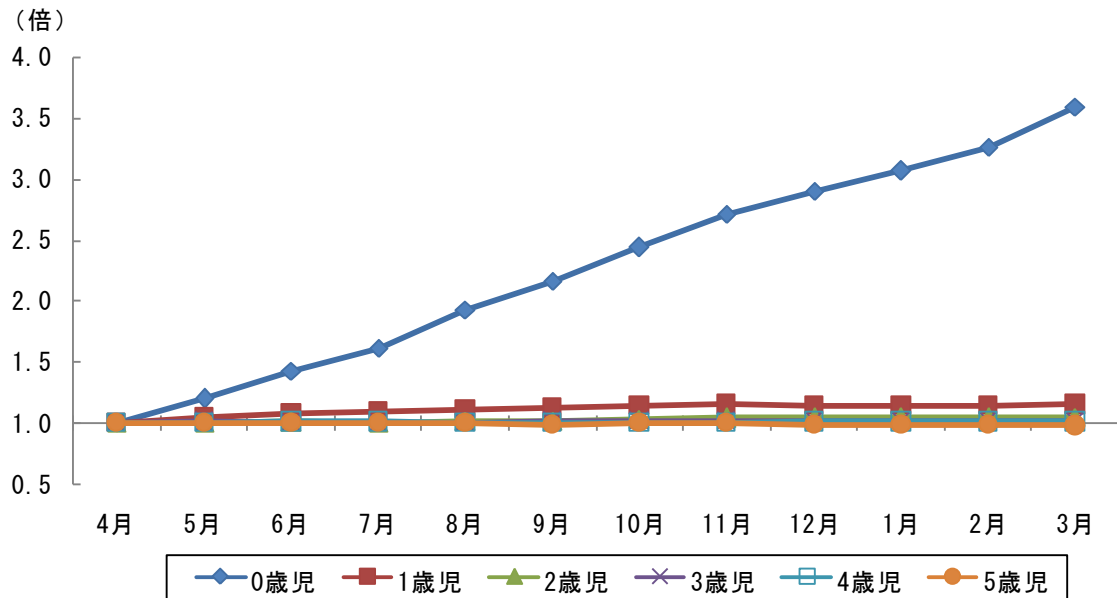
資料: 子育て支援課資料(各年5月1日時点)



資料: 学校教育課資料(各年5月1日時点)

- 年度の途中に大きな変動があるのは、0歳児のみです。
- また1歳児は、年間を通じて微増となっています。
- 2歳児以上は、年度内に大きな変動はありません。

■ 保育所入所児童の状況 ■



資料：子育て支援課資料(平成24年度)

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- 1.利用者支援事業【新規】
- 2.地域子育て支援拠点事業
- 3.妊婦健康診査
- 4.乳児家庭全戸訪問事業
- 5.養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

- 6.子育て短期支援事業
- 7.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 8.一時預かり事業
- 9.延長保育事業
- 10.病児・病後児保育事業
- 11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 12.実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- 13.様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

①地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

サービスの提供・給付責任

サービスの提供・給付の義務付けはない。

(※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり）)

防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 施設数：7か所（平成25年4月1日現在）
- 延べ利用人数：21,386人

■平成 25 年度実施内容■

名称	実施場所	子育て相談	その他実施行事等
ほうふ子育て支援センター	錦江保育園	月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時	園庭開放、ちびっこサロンひよこ、ほうふ子どもの城「トイライブラリー」
なかよしポケット	西佐波保育園	月～土曜日 午前 10 時～ 午後 3 時	園庭開放、保育士による講座・講習会、親子の体育教室、子育て講演会
きんこう第二子育てひろば“トトロ”	錦江第二保育園	月～金曜日 午前 9 時 30 分～ 午後 4 時	園庭開放、子育てサロン
牟礼子育て支援センター	牟礼保育園	火～木曜日 午前 9 時 30 分～ 午後 2 時 30 分	園庭開放
たけのこクラブ	小野保育園	月・水・金曜日 午前 10 時～午後 3 時	園庭開放
右田子育て支援センター	右田保育園	火～木曜日 午前 9 時～午後 2 時	園庭開放、サークルぴよんぴよんクラブ
東牟礼子育て支援センター	東牟礼保育園	水～金曜日 午前 9 時 30 分～ 午後 2 時 30 分	園庭開放

②妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行う。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

サービスの提供・給付責任

市町村が必要に応じて健康診査を行う。

(※事業の実施の方法(実施回数、公費負担額等)は市町村の判断)

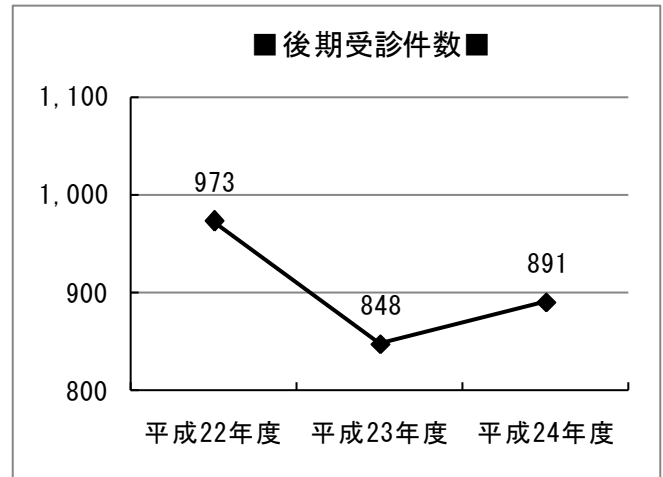
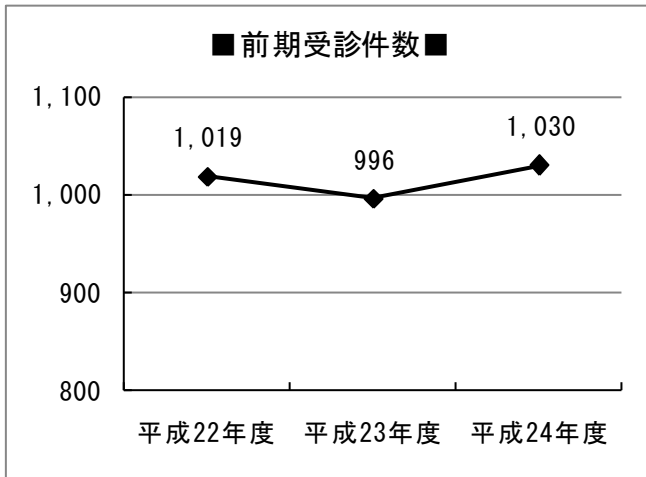
防府市の取組状況

【実績(平成24年度)】

- 妊娠届出数：1,035人
- 受診者数：前期(1回目)1,030人、後期(11回目)891人

※防府市では、妊娠届出時に14回の「妊婦一般健康診査受診票」を手渡し、医療機関で健診を行う。

※里帰りなど県外で受診する場合は受診票が使えないため、健診費用の補填を行う。



③乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

サービスの提供・給付責任

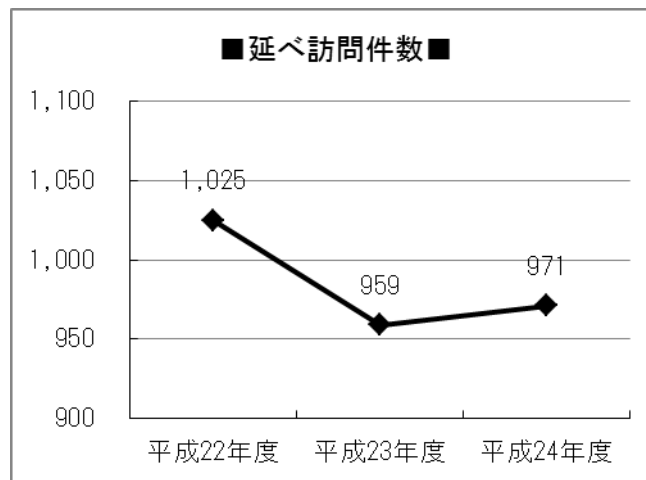
サービス提供・給付の義務付けはない。

(※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

防府市の取組状況

【実績(平成24年度)】

●延べ訪問件数：971件



④養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行う。

サービスの提供・給付責任

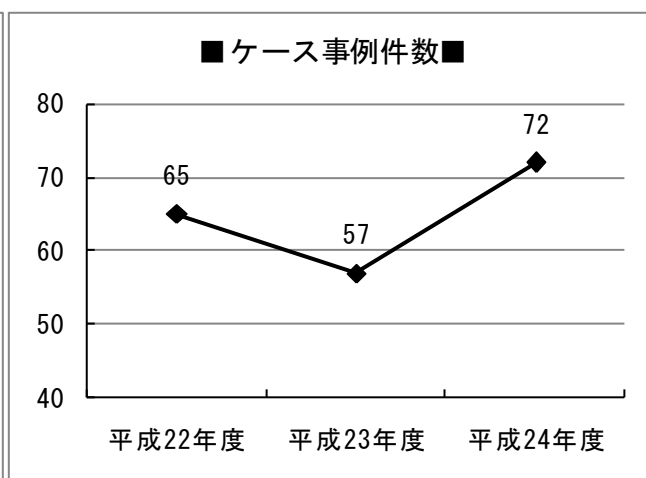
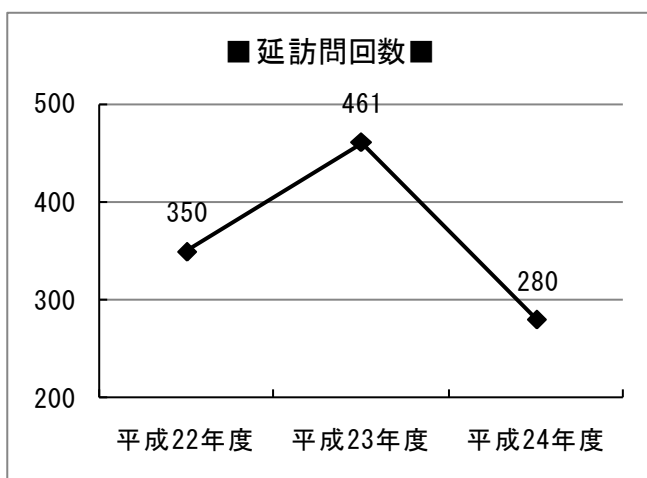
サービス提供・給付の義務付けはない。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務、事業実施の努力義務及び要保護児童対策地域協議会の設置あり）

防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 派遣家庭数：17件 延べ訪問件数：280件
- ケース検討会議：72事例 50回



⑤子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

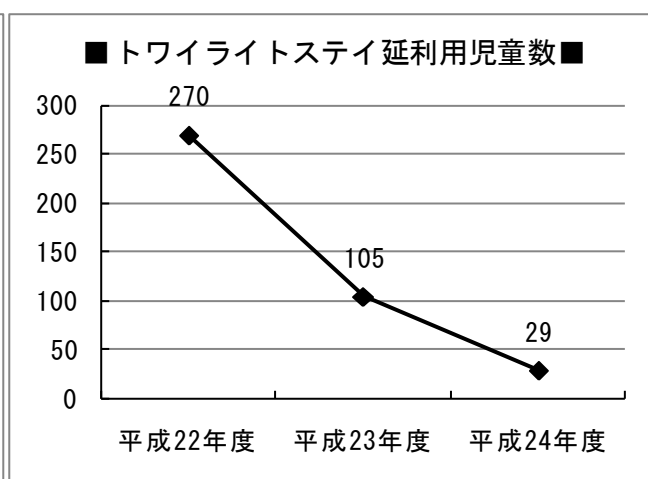
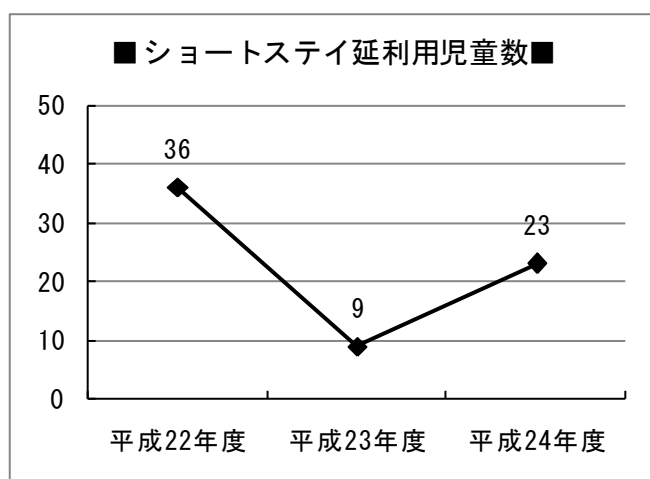
防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 【ショートステイ】延べ利用児童数：23人
- 【トワイライトステイ】延べ利用児童数：29人

【利用料】

- 【ショートステイ】2歳以上児 2,750円、2歳未満児・慢性疾患児 5,350円 等
- 【トワイライトステイ】夜間 750円、宿泊 750円、土・日・祝日 1,350円
（※生活保護世帯について、減額あり）



⑥ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。
（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

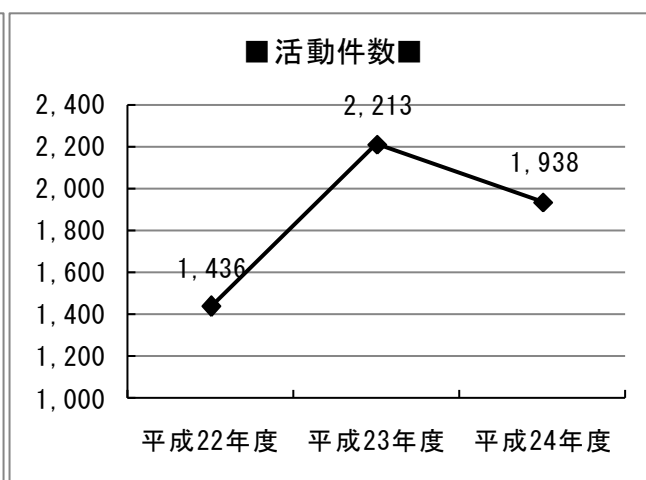
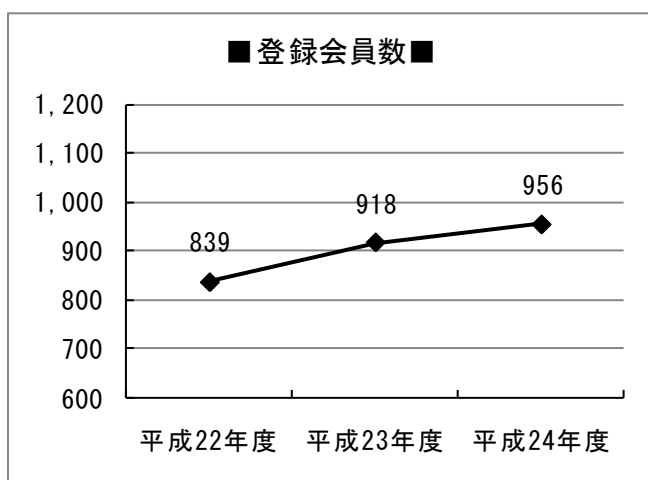
防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 会員数：956人（依頼会員619人、援助会員172人、両方165人）
- 活動件数：1,938件

【利用料】

- 平日（7：00～19：00）1時間あたり600円
- 平日早朝・夜間、土・日・祝日1時間あたり700円



⑦一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

防府市の取組状況

【実績(平成24年度)】

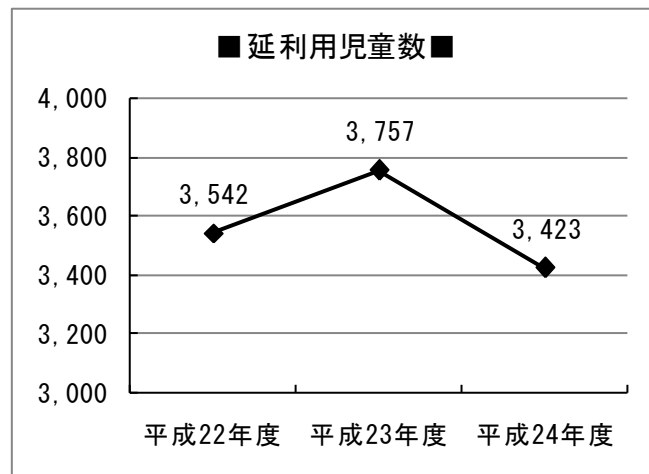
- 実施施設数：21か所(公立3か所、私立18か所)
- 延べ利用児童数：3,301人

【利用料】

- 1人4時間900円、8時間1,800円

【利用対象者】

- 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童(保護者の利用理由は問わない。)



⑧延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(※保育所及び市町村の判断)

防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 実施施設数：21か所（公立3か所、私立18か所）
 - 5時間延長 3か所、1時間延長 17か所、2時間延長 1か所

【利用料】

- 各保育所において設定
（※市立保育所は1人1日あたり100円）

⑨病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

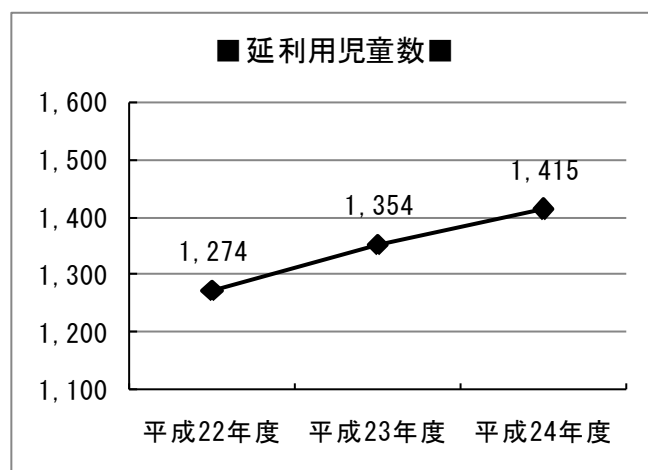
- 実施施設数：1か所
- 延べ利用児童数：1,415件

【利用料】

- 1人1日2,000円（4時間以内は1,000円）
（※所得の状況等により減免あり）

【利用対象者】

- 防府市に住民登録のある0歳から小学4年生まで
（※市外の人でも、市内の保育所に通っている場合などは、利用可）



⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）

※平成24年の法改正により、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大

サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

防府市の取組状況

【実績（平成24年度）】

●実施施設数：23か所（留守家庭児童学級19か所、留守家庭児童クラブ4か所）

●利用児童数：808人（平成24年5月1日現在）

※留守家庭児童学級は1学級新設しており、平成25年度から20か所

【利用料】

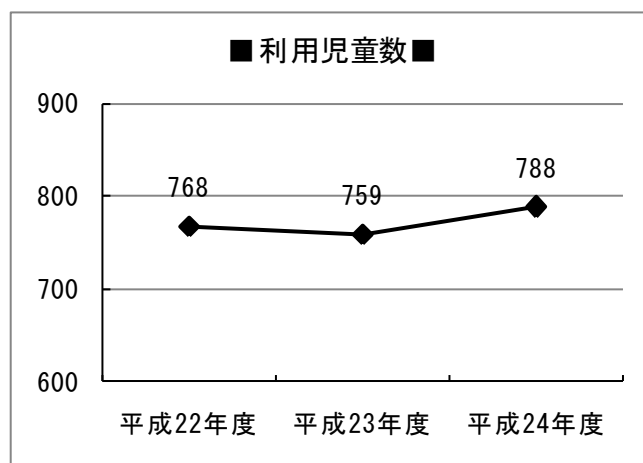
●留守家庭児童学級 1人1月3,000円

●留守家庭児童クラブ // 2,500円

長期学校休業期は別途加算あり（※所得の状況・同時入級等により減免あり）

【利用対象者】

●留守家庭児童学級及び留守家庭児童クラブのある地域の小学校に在籍する1年生から3年生で、放課後に家庭において保育ができない児童



(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『防府市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	防府市に居住する就学前児童の保護者	防府市に居住する小学生の保護者
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成 25 年 10 月 8 日～31 日	平成 25 年 10 月 8 日～31 日
4.回収状況	対象児童数 6,346 人 配布数 2,000 人 回収数 1,213 人 回収率 60.65%	対象児童数 6,304 人 配布数 2,000 人 回収数 1,200 人 回収率 60.00%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

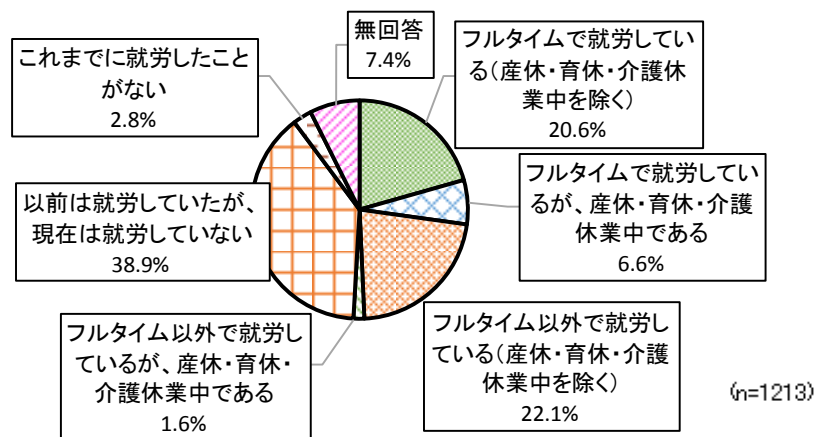
また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②就学前児童

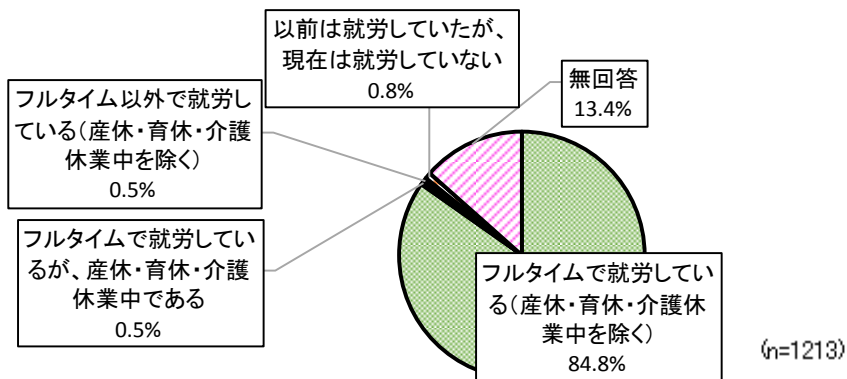
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.9%、でもっとも多く、ついで、「フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」が22.1%、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」が20.6%となっています。父親の就労状況をみてみると、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」が84.8%でほとんどとなっています。

【母親】



【父親】



■母親のフルタイムへの転換希望

現在、パートタイムあるいはアルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望についてみてみると、「フルタイム以外への就労を続けることを希望」が53.8%でもっとも多く過半数を占めています。ついで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.0%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が6.6%となっています。全体でみるとフルタイムへの転換希望は30.6%ですが、その中で実現できる見込みがあるのはそのうちの5人に1人とフルタイムへの転換は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

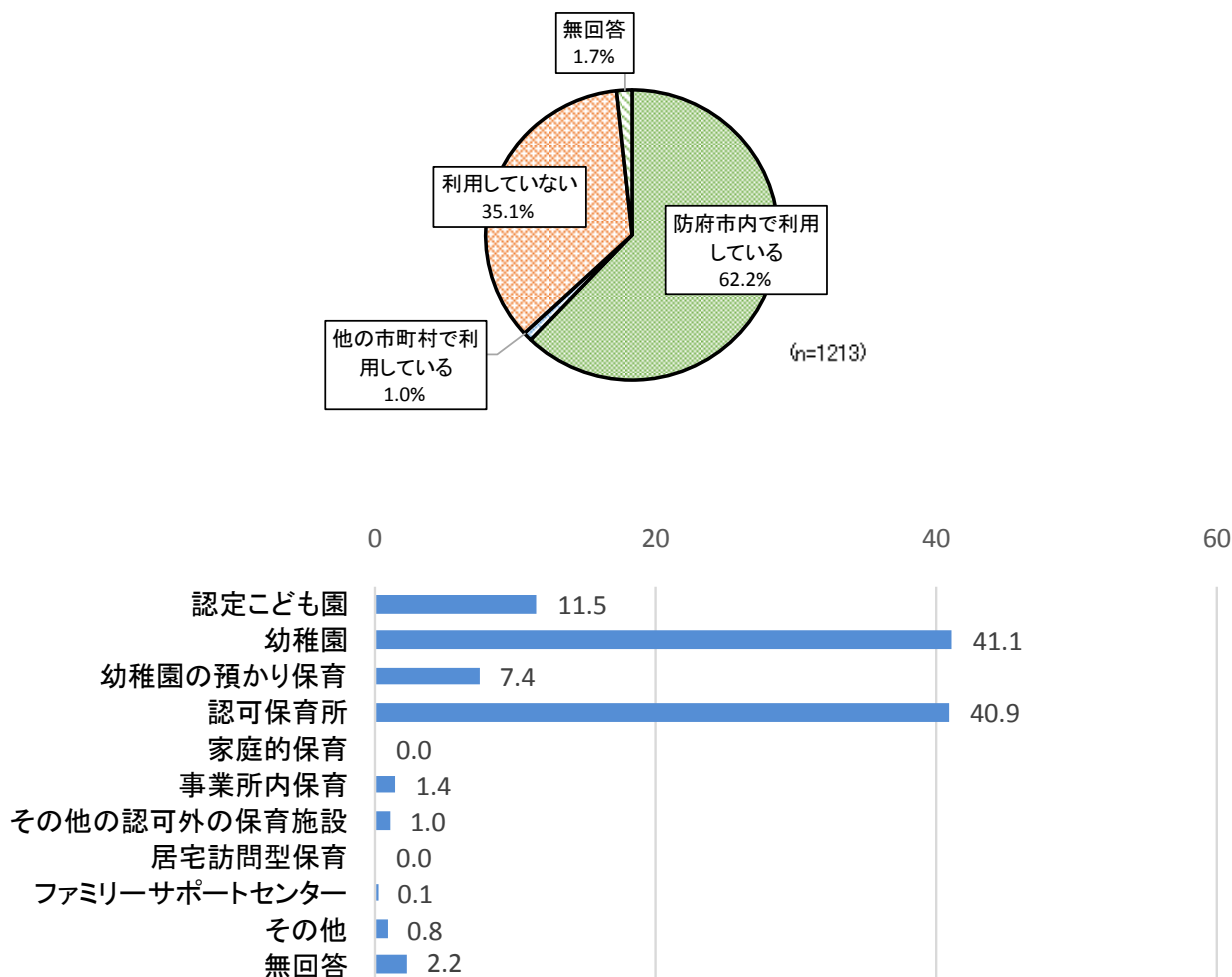
「すぐにも、または1年以内に就労したい」が22.7%、「1年より先に就労したい」が49.0%と、全体の就労意向は7割を超えており、就労意欲は非常に高くなっています。

また、「1年より先に就労したい」と答えた人は、子どもが何歳になったら就労したいかをみると、3歳が32.7%と最も多く、平均4.3歳となっています。現在就労している母親の希望する就労形態としては、「フルタイムによる就労」は10.2%にとどまり、「フルタイム以外」が84.3%と圧倒的に多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

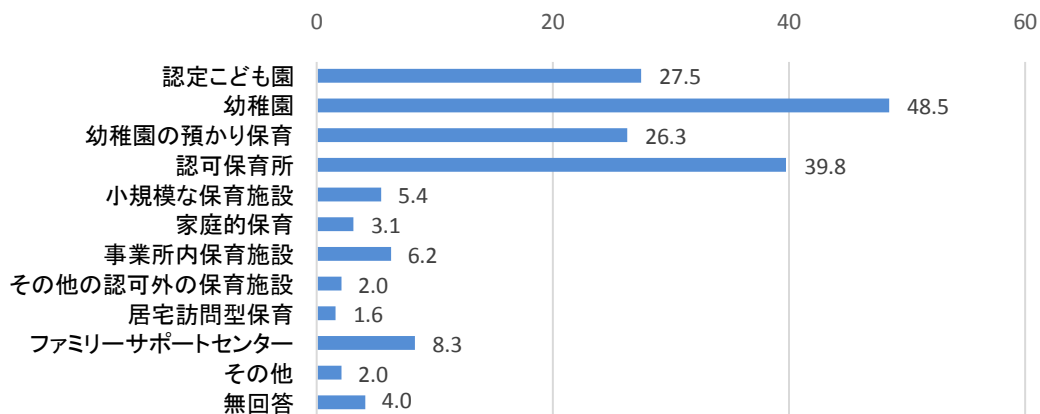
何らかの教育・保育サービスを受けている子どもは、防府市内62.2%、市外1.0%を合わせて63.2%となっています。

サービスの内訳をみると、「幼稚園」(41.1%)と「認可保育所」(40.9%)が4割強で並んでいます。以下、「認定こども園」が11.5%、「幼稚園の預かり保育」が7.4%となっています。その他は2%以下となっています。



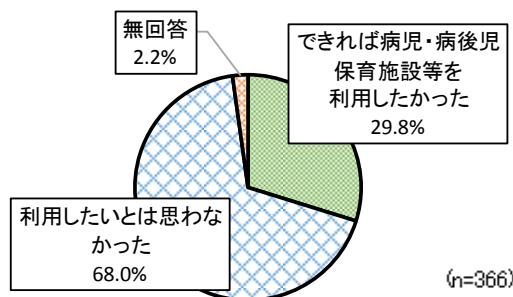
■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「幼稚園」が48.5%(現在41.1%)でもっとも多く、ついで「認可保育所」の39.8%(現在40.9%)、以下「認定こども園」の27.5%(現在11.5%)、「幼稚園の預かり保育」の26.3%(現在7.4%)となっており、相対的に「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」の利用希望が増えています。



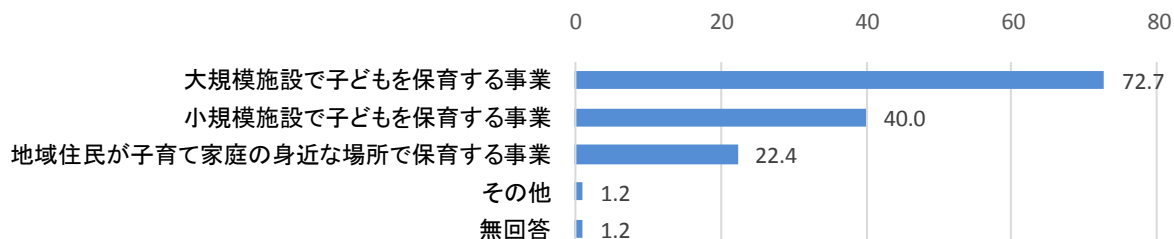
■病児・病後保育の利用希望

「父親」「母親」が休んで対応した人の「病児・病後児のための保育施設等」を利用したかった人は、29.8%であり、具体的な事業形態としては、「幼稚園・保育所等」または「小児科」に併設した施設が、それぞれ6割以上を占めています。



■一時預かりの利用希望

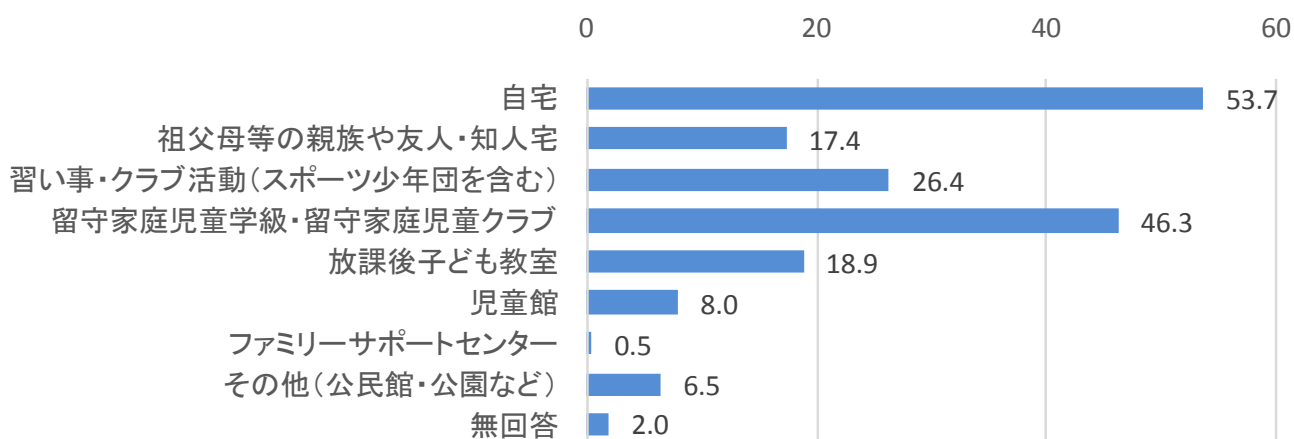
私用、親の通院、不規則の就労等の目的で事業を不定期に利用したい人は33.6%であり、利用したい事業形態としては、「大規模施設で子どもを保育する事業」が7割を超え、目立って多くなっています。



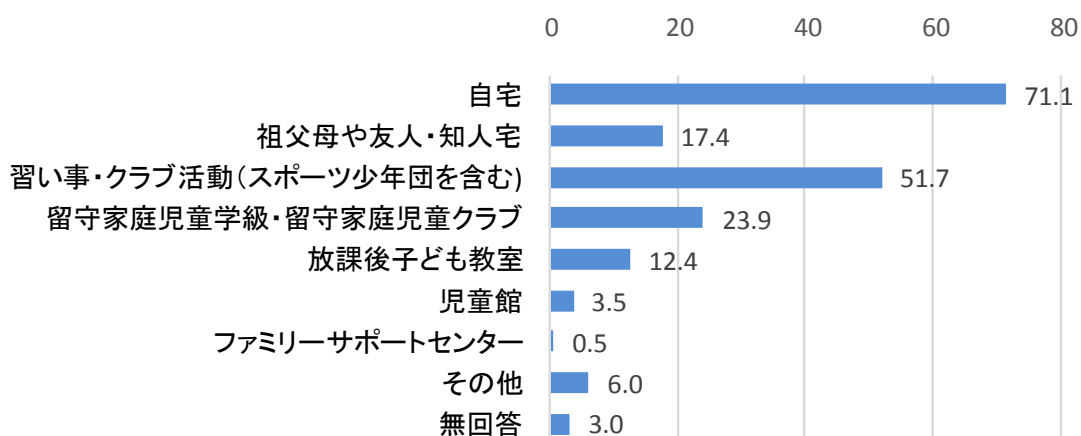
■ 留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの利用意向

「低学年」の時は、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」の利用意向率は 46.3% であり、「高学年」の時は、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」は 23.9% となっています。

【低学年】



【高学年】



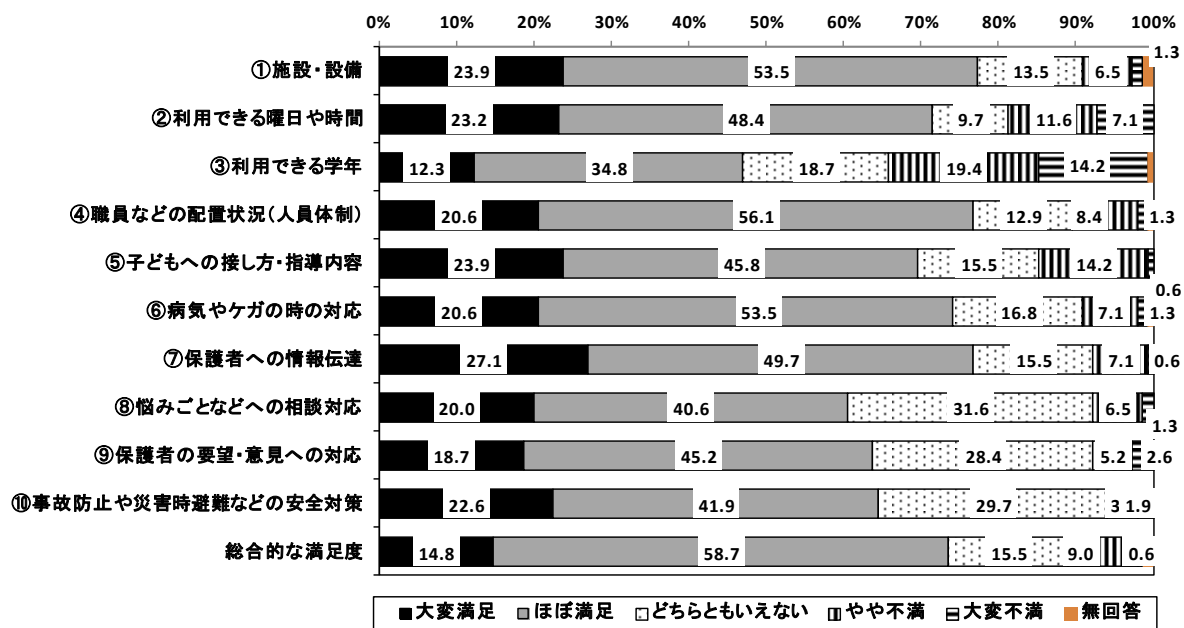
②小学生

■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの評価

留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブに対する評価については、「大変満足」「ほぼ満足」を合わせると、「施設・設備」77.4%、「保護者への情報伝達」76.8%、「職員などの配置状況」76.7%、「病気やけがの時の対応」74.1%、「利用できる曜日や時間」71.6%が、いずれも7割以上の高い満足度となっています。

一方、「利用できる学年」だけは、47.1%で目立って少なく、利用学年の拡大への要望が強くなっています。

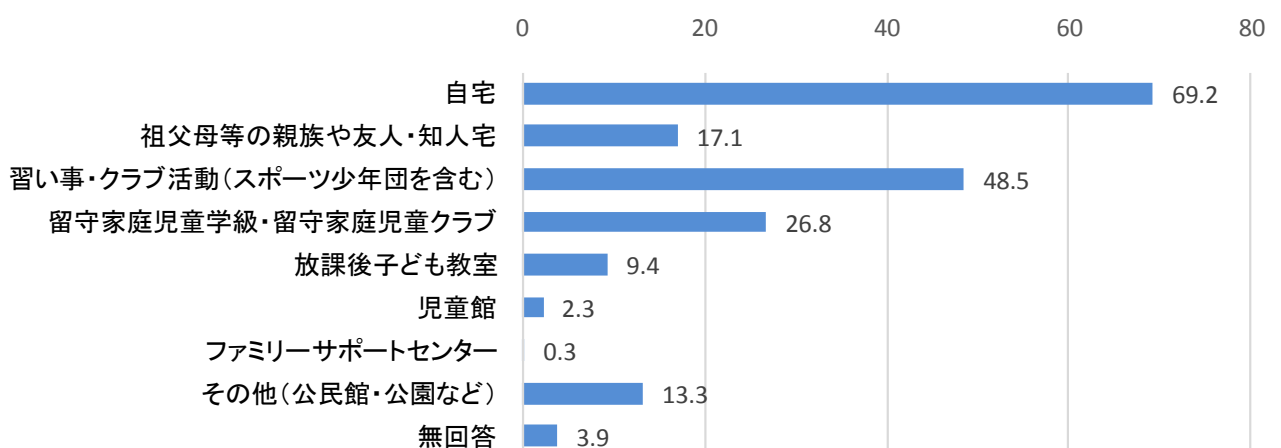
総合的な評価としては、73.5%と4人に3人は満足の評価を示しています。



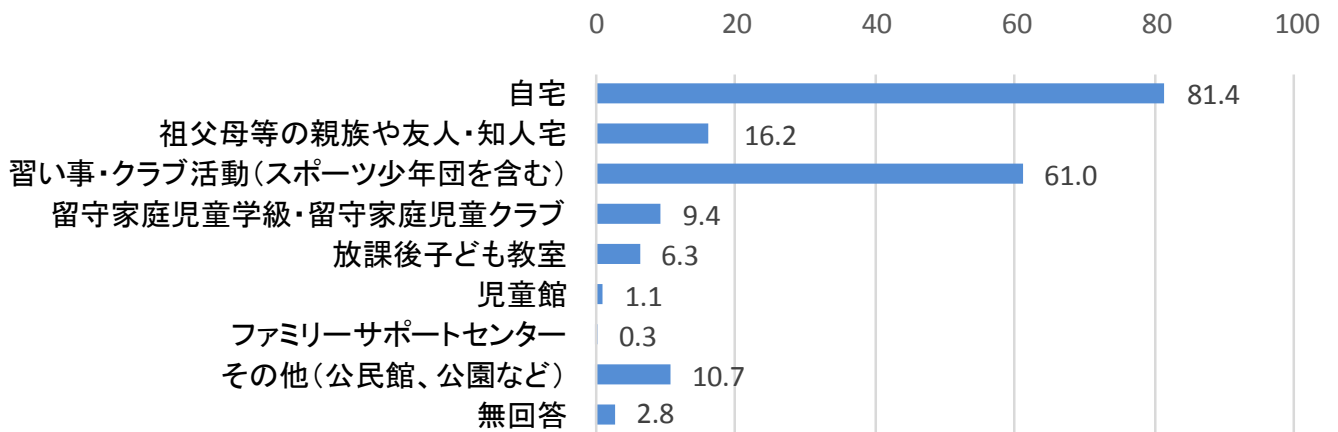
■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの利用意向

「低学年」の時は、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」の利用意向率は26.8%であり、「高学年」の時は、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」は9.4%と1割弱となっています。なお、利用したい学年は6年生までが過半数を占めています。

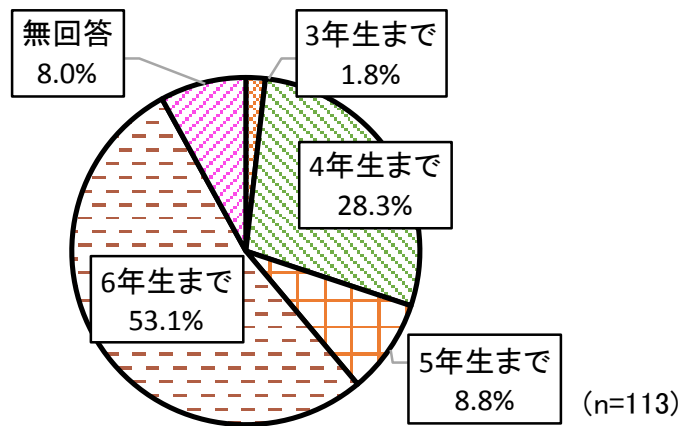
【低学年】



【高学年】



【留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ利用学年】



4. 防府市次世代育成支援行動計画の総括

平成 24 年度「防府市次世代育成支援行動計画(後期計画)」実績報告書を踏まえた、現次世代育成支援行動計画の評価と課題は以下のとおりです。

基本方針 1 すべての子育て家庭への支援

(1) 子育て支援サービスの充実

① 養育支援の充実

- ファミリーサポートセンター事業については、引き続き事業のPR活動を行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底するとともに、併せて、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（留守家庭児童学級等）の充実については、保育審査基準に基づいた適切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を要する児童の入級の対応や指導員の確保が必要です。
- ショートステイ・トワイライト事業については、保護者の仕事等（利用目的）に対する有効な支援として引き続きサービスを提供するとともに、今後は緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応の検討が必要です。
- 有料在宅福祉サービス事業については、利用希望に対する協力会員数の確保が求められています。
- 保育園における一時預かり事業、病児・病後児保育事業や 3 歳未満児も含めた幼稚園の預かり保育については、子ども・子育て支援新制度導入に合わせた一層の充実が求められています。また、認定こども園の導入については、市内における幼児教育・保育の現状を踏まえ、調査研究を進める必要があります。

■各種事業の概要■

区分	概要	実施状況
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人で相互に援助を行うことで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう支援するとともに、専業主婦家庭等の子育て支援を行う。	委託先 NPO法人市民活動さぼーとねっと 会員数 23年度 918人(援助162人 依頼603人 両方153人) 24年度 956人(援助172人 依頼619人 両方165人) 活動件数 23年度 2,213件 24年度 1,938件
ショートステイ・トワイライト事業	保護者の疾病や仕事あるいは社会的理由により家庭での養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設において養護、保護する。	2歳未満 乳児院なかべ学院 2歳以上 防府海北園、山口育児院、沙羅の木 ショートステイ 23年度 3人 延べ9日 24年度 6人 延べ23日 トワイライト 23年度 3人 夜間14日、宿泊13日、休日78日 24年度 6人 夜間2日、宿泊2日、休日25日
一時預かり事業	育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童を保育所で保育する。	23年度 22か所 24年度 22か所 利用人数 23年度 延べ1,354人 24年度 延べ3,423人
病児・病後児保育事業	病気のため集団保育や通学が困難な児童を、仕事等により家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かり保育する。	委託先 くらしげ小児科 利用対象 0歳～小学校4年生(23年度まで ～小学校3年生) 利用人数 23年度 延べ1,354人 24年度 延べ1,415人

区分	概要	実施状況
企画提案方式による事業(高齢者活用子育て支援事業)	高齢者の豊富な経験と能力を活かした育児支援(保育施設への送迎や保護者留守中の世話など)を行う。また、母親等の交流の場を提供するため、「子育てサロン」を開設する。	実施主体 シルバー人材センター 就業延べ会員数 23年度 4,318人 24年度 4,454人 受注件数 23年度 207件 24年度 80件 公民館家庭学級等託児件数 23年度 20件 24年度 26件 子育てサロン就業会員数 23年度 441人 24年度 513人
有料在宅福祉サービス事業	産前産後の家事援助等を受けたい人と協力したい人がそれぞれ会員となり、援助を受けたい人が利用券を購入しサービスを提供する。	実施主体 社会福祉協議会 会員数 23年度 19人 24年度 19人 活動件数 23年度 延べ950回 24年度 延べ927回
幼稚園の預かり保育	幼稚園の教育時間終了後に預かり保育を実施する。	23年度 12か所 24年度 12か所
3歳未満児の預かり	幼稚園で年度内に満3歳になる児童を預かる。	23年度 9か所 24年度 9か所

■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの状況■

対象児童	小学校1～3年生で、授業終了後に帰宅しても保育する家族がいない児童
実施時間	留守家庭児童学級 平日：授業終了後～18時(平成24年度まで ～17時45分) 学校休業日(土曜日、夏休み等)：8時～18時(平成24年度まで 8時30分～17時45分) 留守家庭児童クラブ 平日：授業終了後～17時45分 学校休業日(土曜日、夏休み等)8時30分～17時45分)
障害児の受入状況	障害児の受入を実施

(各年5月1日現在)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
留守家庭児童学級	箇所数	18	18	18	18	19
	利用児童数	661	661	649	655	674
留守家庭児童クラブ	箇所数	4	4	4	4	4
	利用児童数	137	127	119	104	114

②相談支援体制の整備

- こども相談室での保健師、心理士の正規雇用や母子自立支援員による支援活動における受入事業所の開拓等人材の確保や体制の整備が必要です。
- 民生委員・児童委員については、保護者等との協力体制の強化や更なる資質向上を図る必要があります。
- いじめ相談については相談件数が大幅に増加しており、生活安心相談員の増員や相談電話・生活安心相談員の周知を引き続き行う必要があります。
- 青少年の悩み相談については、児童・生徒・保護者を中心にヤングテレホン防府のPR活動を充実させ、周知を図っていく必要があります。

■こども相談室での相談対応■

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談人数	380	460	598	602	705
性格・生活習慣等	117	560	393	528	678
知能・言語	14	28	167	202	186
学校生活等	66	462	531	321	282
非行	8	27	65	107	42
家族関係	1,231	2,387	2,195	1,218	1,244
環境福祉	562	633	1,448	1,170	1,014
障害	147	251	341	441	311
その他	67	63	43	160	290
合計	2,212	4,411	5,183	4,147	4,047

■その他の相談事業■

区分	概要	実施状況
母子自立支援員による支援活動	母子家庭等を対象に、母子自立支援員が自立に必要な相談、指導を行うとともに、職業能力の向上及び給食活動に関する支援を行う。	相談件数 平成20年度 465件 平成21年度 471件 平成22年度 733件 平成23年度 746件 平成24年度 618件
いじめ相談	フリーダイヤルの「教育相談電話」で、24時間相談に対応する。	相談件数 平成20年度 208件 平成21年度 130件 平成22年度 93件 平成23年度 138件 平成24年度 192件
青少年の悩み相談	フリーダイヤルの「ヤングテレホン防府」で、青少年に係る悩みや相談に対して、助言、指導及び関係機関への紹介等を行う。	相談件数 平成20年度 124件 平成21年度 196件 平成22年度 185件 平成23年度 286件 平成24年度 175件

③経済的支援の拡充

- 「児童手当の支給」「乳幼児医療費支給事業」「多子世帯保育料等軽減事業」のほか、「不妊治療費の助成」「幼稚園就園奨励費補助事業」「奨学資金貸付制度」についても、今後とも継続実施していく必要があります。
- 助産扶助費助成事業については、更なる制度の周知を図る必要があります。

■各種経済的支援事業の概要■

区分	概要	実施状況
児童手当の支給	中学校卒業までの子どもの養育者に手当を支給する。 ※平成22年度、平成23年度は子ども手当。	受給者数 平成20年度 6,896人 平成21年度 6,960人 平成22年度 8,394人 平成23年度 8,404人 平成24年度 8,734人
乳幼児医療費支給事業	乳幼児の保健の向上及び児童の福祉の増進を図るため、就学前児童の医療費について助成し、無料化する。 ※平成23年8月から4歳未満児の所得制限撤廃、平成24年8月から就学前児の所得制限撤廃。	受給者数 平成20年度 4,758人 平成21年度 4,748人 平成22年度 5,106人 平成23年度 5,315人 平成24年度 5,792人
多子世帯保育料等軽減事業	第三子以降の児童のうち、3歳未満である児童を対象に保育料の減免を行う。	対象者数 平成20年度 227人 平成21年度 258人 平成22年度 251人 平成23年度 251人 平成24年度 221人
助産扶助費助成事業	市民税非課税世帯等を対象に、出産に要した費用の一部を助成する。	申請件数 平成20年度 23件 平成21年度 14件 平成22年度 19件 平成23年度 24件 平成24年度 18件
不妊治療費の助成	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する ※平成23年度より人工授精を追加。	申請件数(一般不妊治療) 平成20年度 78件 平成21年度 73件 平成22年度 69件 平成23年度 84件 平成24年度 121件
幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に通園させている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等を減免する幼稚園に対して補助を行う。	対象者数 平成20年度 1,449人 平成21年度 1,580人 平成22年度 1,653人 平成23年度 1,626人 平成24年度 1,580人
奨学資金貸付制度	経済的な理由のため修学が困難な大学生や専門学校生などに、奨学資金を貸し付ける。	新規貸付 平成20年度 5人 平成21年度 10人 平成22年度 5人 平成23年度 1人 平成24年度 8人

(2) 保育サービスの充実

- 現在実施している「通常保育」をはじめ「障害児保育」等の特別な支援が必要な児童への保育サービスを含め各種保育サービスは、子ども・子育て支援事業の中核をなすものであり、いずれも継続して実施していく必要があります。

■保育所の状況■

	保育所数	定員数	児童数			
			～2歳児	3歳児	4歳児～	合計
平成20年度	23	2,150	844	447	950	2,241
平成21年度	23	2,110	896	436	932	2,264
平成22年度	23	2,130	943	438	912	2,293
平成23年度	22	2,100	976	434	892	2,302
平成24年度	22	2,100	959	433	889	2,281

※市内の保育所入所している児童数

■開所時間■

	公立	私立
7時～19時		15か所(華陽保育園、妙蓮寺保育園、華城保育園、新田保育園、小野保育園、向島保育園、東牟礼保育園、右田保育園、西佐波保育園、勝間保育園、牟礼保育園、玉祖保育園、西浦保育園、三田尻保育所、西須賀保育所)
7時～19時30分		2か所(錦江保育園、錦江第二保育園)
7時～20時		1か所(みどり保育園)
7時30分～18時30分	2か所(江泊保育所、富海保育所)	1か所(双葉保育園)
7時30分～19時	1か所(宮市保育所)	

■保育所のサービス■

区分	概要	実施状況
延長保育	保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間(おおむね11時間程度)を超えて保育する。	0.5時間延長(18時～18時30分) 3か所 1時間延長(18時～19時) 17か所 2時間延長(18時～20時) 1か所
休日保育	日曜・祝日等の休日に、保護者の仕事等により家庭において保育することができない児童を保育する。	1か所(右田保育園)
発達支援体制整備事業	集団保育が可能な障害児を保育所において保育する。	22か所

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- 地域子ども・子育て支援事業の一つの柱である「地域子育て支援拠点事業」については、一層の内容の充実を図る必要があります。
- 「地域型サロンの開設・運営の補助」については、地域への定着を目指し、PR活動を通して利用者増を図る必要があります。
- 「あつまれ！わくわく広場」の開催については、参加する親子も多いことから、会場の確保に配慮するとともに、ボランティアの協力のもと、保護者が気軽に参加でき、親子で楽しめる広場づくりが必要です。
- 「子育てサポーター養成講座」については、隔年で開催しており、講座のあり方や対象者について検討する必要があります。
- 「母親クラブの活動支援」「保育所地域活動事業」「子育て輪づくり総合推進事業“わいわいHOF Uっ子のつどい”」「キラキラビーンズクラブの活動支援」についてはいずれも継続して取り組む必要があります。
- 「子育てサークル活動」については、地域の中で相談相手もなく孤立している親子のため、身近なところで開催される子育てサークル等を効果的に啓発していく必要があります。
- 「子育てマップの活用」については、出生前から子育てに関する情報を提供することが、育児不安の解消にもつながることから、妊婦への配布を進める必要があります。
- 「児童委員活動の支援」については 更なる資質向上を目指し、地域で活動する団体等と更なる連携・協力体制の強化が必要です。
- 家庭教育アドバイザー養成講座修了生の活用については、地域で子育て相談や子育てサロンを担っていける人材の育成や、講座内容を検討する必要があります。また、人材の養成、ネットワークづくりを発展させ、将来的な活用についての検討が必要です。
- 「子育てサロン」を通じて、育児で受講できない母親のための育児支援講座の参加者増を図る必要があります。
- 「保育所・幼稚園の園庭開放」については、今後とも広くPRし、活用の促進を図る必要があります。
- 「のほほんKIDSの活動支援」「赤ちゃんの駅整備事業」については、いずれも継続して取り組む必要があります。とくに「赤ちゃんの駅整備事業」ではPRを行い、登録数の増加を図る必要があります。

■子育て中の親子が気軽に集え、相談できる場の提供■

区分	概要	実施状況
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て中の親子の交流を促進する。また、相談、援助の実施や関連情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。	センター型 1か所 ひろば型 6か所 延べ利用者数 23年度 19,245人 平成24年度 21,386人
地域型サロン開設・運営の補助	乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に交流できる場を提供し、子育て中の親子を支援する。	委託先 NPO法人市民活動サポートネット 市内10地区で、月に1回程度開催
子育てサロンの開設	商店街の空店舗等を利用した子育てサロンを開設し、子育て相談、子どもの一時預かり等を行う。	実施主体 シルバー人材センター 実施場所 上天神町「おいでませ」、岡村町「岡村作業所」、「天神町銀座店」 利用者 平成23年度 延べ6,890人 平成24年度 延べ6,800人
「あつまれ！わくわく広場」の開催	親同士の集いの場を提供し、育児に関する情報交換を行うとともに、遊びを通じて親子の関わり方について学ぶ「わくわく広場」を開催する。	10回開催 23年度 延べ414組 869人 24年度 延べ506組 1,047人
保育所地域活動事業	保育所の持つ保育機能と地域の資源を活用して、保育所と地域の交流を促進するとともに、地域の子育て力の向上を図る。	全保育所22か所で開催
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としているが保育所を利用していない親子に、定期的な保育所体験をもらい、子ども同士の関係作りや、保護者の育児相談の場を提供し、親子の育ちを支援する。	23年度 2か所 延べ利用者数 894組 24年度 2か所 延べ利用者数 910組
子育て輪づくり総合推進事業「わいわいHOFUっ子のつどい」	親同士がお互いの育児経験を共有しながら、楽しく子育てができるよう各地区の母子保健推進員が子育てサークルを実施する。	委託先 母子保健推進協議会 23年度 144組 303人 24年度 141組 305人
子育てサークル活動	親同士がお互いの育児経験を共有しながら、楽しく子育てができるよう各地区の母子保健推進員が子育てサークルを実施する。	委託先 母子保健推進協議会 60回開催 23年度 1,109組 延べ2,348人 24年度 1,133組 延べ2,398人
子育てマップの活用	保健、医療、福祉の情報を記載した子育て情報マップを活用し、子育て支援の情報を提供するとともに、内容の充実を図る。	子育てマップを2,500部作成
幼稚園・保育所の園庭開放	幼稚園や保育所で未就園児を対象とした親子教室、園庭開放等を行い、子育て中の親子が気軽に集える場を提供する。	幼稚園 14か所 保育所 22か所
赤ちゃんの駅整備事業	乳幼児を抱える保護者が、外出中に授乳やオムツ替えを行うことができる施設として「赤ちゃんの駅」を整備し、安心して気軽に外出できる環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進する。	登録数 20か所

■赤ちゃんの駅■

施設名	所在地	授乳スペース	オムツ替スペース	その他提供できる子育て支援サービス
防府市役所	寿町7-1	○	○	
ソルトアリーナ防府	大字浜方174-1	○	○	
防府図書館	栄町一丁目5-1		○	
青少年科学館ソラール	寿町6-41		○	
イオン防府店	中央町1-3	○	○	授乳時のお湯の提供、育児相談
まちの駅うめてらす	松崎町1-20	○	○	
地域交流センター アスピラート	戎町一丁目1-28		○	ベビーチェア
イオンタウン防府	鐘紡町7-1	○	○	
大平山	大字牟礼163-59		○	
マツダ㈱防府工場	大字西浦888-1	○		ミルク用のお湯の提供
山口マツダ㈱防府西店	大字植松252-2	○	○	
イズミゆめタウン防府	八王子二丁目8-8	○	○	
向島運動公園	大字向島1713-8		○	
防府市保健センター	鞠生町12-1	○	○	
潮彩市場防府	新築地町2-3		○	
地域協働支援センター	栄町一丁目5-1	○	○	屋内公園、子供用トイレ、ベビーチェア
防府市斎場悠久苑	大字高井1224-1	○	○	
防府市観光情報館(コア銀座)	天神一丁目11-1		○	
BEANS	栄町一丁目6-12	○	○	
ベビーランドSHOP	栄町一丁目10-28	○	○	

■子育て支援を担う人材養成■

区分	概要	実施状況
子育てサポーター養成講座	子育てに不安を抱えている親同士のふれあいや仲間づくりを推進し、地域の子育て支援体制を整備する人材を養成する。	10回開催、20人参加 ※隔年開催(25年度開催なし)
母親クラブの活動支援	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援する。	母親クラブ 平成23年度 11クラブ 367人 平成24年度 11クラブ 362人

(4) 子どもの居場所づくり

- 「児童館活動」については参加児童数が減少する中、活動内容の充実が必要です。
- 「学校・地域連携施設整備事業」「学校施設開放事業」については、地域コミュニティ・世代間交流の場として施設の適切な維持管理等を行い、今後も継続実施をする必要があります。
- 「放課後子ども教室」については、保護者の積極的な参加とともに、ボランティアの高齢化に伴い、新しいボランティアによる支援が必要となっています。
- 「トライあぐる倶楽部事業」については、未実施地区での事業実施を促進する等事業の充実に努める必要があります。
- 「図書館の児童奉仕行事の充実」については、「防府市子ども読書活動推進計画」に基づき、広報活動の強化を図るとともに、ボランティア等と協働し、内容の充実に努めることが必要です。
- 「子どもを対象とする行事の実施」については、児童・生徒・保護者を中心に行事のPRを通して周知を図り、子どもに魅力のある行事の運営と内容の充実が必要です。

■ 児童館の利用状況（延べ利用児童数） ■

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
宮市児童館	7,604	7,699	5,871	4,257	5,024
右田児童館	9,395	9,670	9,219	9,068	7,819
牟礼児童館	7,784	4,678	7,246	6,073	5,489
玉祖児童館	11,536	9,969	8,216	7,646	6,979

■ 児童遊園の設置状況 ■

名称	所在地	面積(m ²)	所在する小学校区
大道児童遊園	大字台道1346-13 外	2,679	大道
玉祖児童遊園	大字佐野397-1	1,252	玉祖
大日児童遊園	大字高井885	914	右田
誠和児童遊園	大字下右田468-2	1,536	右田
吉敷児童遊園	大字下右田874 外	358	右田
上右田児童遊園	大字上右田2698-7 外	1,906	右田
桜本児童遊園	迫戸町252 外	1,493	松崎
本橋児童遊園	本橋町561-1	667	佐波
中半田児童遊園	今市町449-1 外	97	佐波
前小路児童遊園	松崎町2709-1 外	973	松崎
多々良児童遊園	惣社町156	1,120	松崎
牟礼児童遊園	大字江泊1054-2 外	2,225	牟礼南
浦開作児童遊園	大字富海2921-14	228	富海
記念モデル児童遊園	三田尻三丁目55-1 外	5,091	勝間
北山手児童遊園	大字田島2171-3	1,195	中関
向島児童遊園	大字向島379-24 外	1,058	向島
小田児童遊園	大字向島1366-39	156	向島
自力児童遊園	自力町1722-6 外	344	華浦
下津令児童遊園	大字台道5577 外	1,043	大道
日の出広場児童遊園	本橋町543	4,328	佐波
今市児童遊園	今市町421-1	54	佐波
西町児童遊園	大字富海2545-11	125	富海
22か所		28,843	

■ 学校施設の状況 ■

区分	概要	実施状況
放課後子ども教室	放課後における子どもの居場所を提供するため、地域の参画を得て、勉強や文化活動を行う。	開催 月2回程度 7教室
学校・地域連携施設整備事業	地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場を備えた、地域コミュニティの拠点として、学校施設の整備を推進する。	地域開放施設保有校数 小学校 23年度 4校 24年度 4校 中学校 23年度 3校 24年度 3校

基本方針2 母子保健対策の充実

(1) 安心して出産できる環境の整備

①安全な妊娠・出産への支援

- 「乳児家庭全戸訪問事業」「母子健康手帳交付事業」「妊婦健康診査事業」「妊産婦保健指導事業」「母子保健訪問指導事業」等の諸事業は安全な妊娠・出産への支援にとっての核となるものであり、今後とも継続実施が必要です。
- 「母子健康手帳交付事業」については、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親もいることから、関係機関と連携しながら妊娠期、育児期の対応方法を検討する必要があります。
- 「妊産婦保健指導事業」については、現在の育児の状況から妊娠中に伝えたい知識等を検討する必要があります。

■各種支援事業の概要■

区分	概要	実施状況
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる世帯を訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、不安や悩みに対する助言や情報提供を行う。	訪問件数 平成23年度 延べ959件 平成24年度 延べ971件
母子健康手帳交付事業	産前産後の母子の健康を守り、また子どもの健康と健全な発育を守るため、妊婦に対して母子の一貫した記録となる母子健康手帳を交付する。	妊娠届出件数 平成23年度 1,006件 平成24年度 1,035件
妊婦健康診査事業	胎児の異常を早期に発見、対応することにより、妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるために実施する。	受診回数14回 平成23年度前期 996件 後期 848人 平成24年度前期 1,030件 後期 891人
妊産婦保健指導事業	妊婦が健康に過ごし、出産後も安心して育児に取り組むことができるよう健康教育を行う。	マタニティトークを年4回開催 平成23年度 延べ57人 平成24年度 延べ74人
母子保健訪問指導事業	保健師、助産師、栄養士が家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行う。また、育児不安や虐待の疑いがある親に対しても個別に継続した指導を行う。	訪問件数 平成23年度 1,273件(延べ1,701件) 平成24年度 854件(延べ977件)

②地域組織活動の推進

- 「母子保健推進員等活動支援事業」については継続した活動が行えるよう、組織の育成強化を図る必要があります。

■母子保健推進員等活動支援事業の概要■

区分	概要	実施状況
母子保健推進員等活動支援事業	母子保健推進員等が家庭訪問等の活動を行えるよう、母子保健事業について十分な認識を持つための研修を実施し、組織の育成と強化を図る。	資質向上のための研修会 4回 訪問件数 平成23年度 延べ4,698件 平成24年度 延べ4,468件

(2) 小児科医における健康管理の充実

- 「乳児健康診査事業」「1歳6か月児、3歳児健康診査事業」「乳幼児保健指導事業」「ゆっくりに子育て学び塾〔乳幼児編〕」「小児医療体制の充実」等の諸事業は、乳幼児の健康管理にとって核となるものであり、今後とも継続実施が必要です。
- 「5歳児発達相談会の実施」については、子どもの発達支援・就学支援を図るため、平成24年度から実施しており、今後も継続実施が必要です。

■健康診査事業■

健診時期	受診者数				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1か月児	939	996	1,015	940	963
3か月児	1,042	1,023	1,050	967	985
7か月児	989	969	1,004	988	950
1歳6か月児	976	940	980	972	962
3歳児	943	943	995	994	533

※3歳児健診は、平成24年度から受診を3歳6か月に変更

■乳幼児保健指導事業等の概要■

区分	概要	実施状況
乳幼児保健指導事業	乳児の健康の保持、増進のため、育児に関する必要な助言や指導を行う。	乳児相談 71回開催 離乳食教室 12回利用者 平成23年度 乳児延べ1,486人 幼児延べ987人 平成24年度 乳児延べ1,440人 幼児延べ930人
5歳児発達相談会	子どもの発達特性を保護者等が理解し、適切な環境設定を行うことにより支援へつなげ育児不安を解消する。	平成24年度から実施 3回開催 22人

(3) 思春期における保健指導の充実

- 「思春期ふれあい体験学習」については、地域と学校の現状を把握し、発達段階に応じた内容の充実を図る必要があります。

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育現場の環境の整備

(1) 子ども「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備

① 確かな学力を培う教育の推進

- 「学級支援補助教員活用事業」「“学力向上” 研究指定校」については継続実施が必要です。

■ 学校支援補助教員活用事業の概要 ■

区分	概要	実施状況
学級支援補助教員活用事業	特別な配慮を必要とする児童が在籍する学級に補助教員を配置し、きめ細かな指導を実施することにより、学級運営の安定化を図る。	補助教員数 平成23年度 4人 平成24年度 3人

② 豊かな人間性と健康・体力を育む教育の推進

- 「サポートチームによる支援事業」については、問題が複雑化し、多岐にわたるため、サポート会議や学校訪問による対応が増加傾向にあり、今後も一層の取り組み強化が必要です。
- 中学校での相談件数の増加や問題の複雑化等を背景に「スクールカウンセラー」の必要性は高まっており、「スクールカウンセラー活用調査研究事業」については、継続実施が必要です。
- 教育支援センター「オアシス」教室については、学校訪問や家庭訪問による巡回相談や訪問カウンセリングの実施等児童生徒の状況に応じた支援が必要です。
- 「防府市教育のつどい」については、今後も学校関係者、市民いずれも興味・関心がもてる講演会の開催が必要です。
- 「小・中学校生徒指導主任会」については、生徒指導上の問題が複雑化しているため、専門家（臨床心理士、スクールソーシャルワーカー）との連携や小中連携教育等の研修を実施する必要があります。
- 「学校保健研修会」については、学校保健について保護者や学校関係者がより関心のもてる講演内容への充実を図る必要があります。
- 「スポーツ少年団」については、団員の健全育成の充実を図る等活動支援の継続を図る必要があります。
- 「富海水泳講習会」「スポーツ教室」についても指導者の確保等を含め継続実施が必要です。

■豊かな人間性と健康・体力を育む教育関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
サポートチームによる支援事業	生徒指導問題対策協議会で緊急サポートチームを編成し、児童生徒の暴力行為、少年非行等の問題行動に対応する。また、児童虐待等の養育問題について検討する。	サポート会議開催回数 平成23年度 39件 平成24年度 54件
「スクールカウンセラー」活用調査研究事業	生徒指導問題対策協議会で緊急サポートチームを編成し、児童生徒の暴力行為、少年非行等の問題行動に対応する。また、児童虐待等の養育問題について検討する。	延べ相談件数 平成23年度 小学校 615件 中学校 1,392件 平成24年度 小学校 582件 中学校 1,587件
教育支援センター「オアシス」教室	学校外に不登校児童生徒を受け入れる施設(教育支援センター)を設置し、学校に復帰できるよう支援する。 不登校児童・生徒の教育相談、学習指導及び体験活動を実施し、児童生徒の状況に合わせたきめ細かな指導を行う。	通室児童・生徒数 平成23年度 19人 平成24年度 26人
スポーツ少年団の活動支援	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援する。	登録数 平成23年度 75団体 1,531人 平成24年度 76団体 1,400人

③地域に開かれた学校づくり

- 「学校・地域連携施設整備事業」「学校施設開放事業」については、地域コミュニティ・世代間交流の場として施設の適切な維持管理等を行い、今後も継続して実施するが必要があります。
- 「学校評価」については、学校評価書の作成等、学校評価を全教職員で推進していく意識の高揚を図る必要があります。
- 学習支援ボランティア制度については、スクールガード活動のほか授業やクラブ活動等への保護者、地域のボランティアの拡大が必要です。
- 各学校の学校運営協議会と連携し、学校・家庭・地域が協力して子どもを育てる環境をつくりあげていく必要があります。

■豊かな人間性と健康・体力を育む教育関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
学校・地域連携施設整備事業(再掲)	地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場を備えた、地域コミュニティの拠点として、学校施設の整備を推進する。	地域開放施設保有校数 小学校 23年度 4校 24年度 4校 中学校 23年度 3校 24年度 3校

(2) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

- 「母親クラブ」の活動支援（再掲）については、とくに世帯数の少ない地域での活動の継続が必要です。
- 「家庭教育学級」の継続実施のほか、「子育て学習事業」については、新入学にあたり子育て講座が重要であり、関係機関と連携し、事業を推進していく必要があります。
- 「家庭の日」運動の推進については、青少年育成市民会議を中心に諸事業を推進していく必要があります。
- 「家庭教育相談員の活用」については、地域で子育て相談や子育てサロンを担っていただける人材の育成や、講座内容を検討する必要があります。また、人材の養成、ネットワークづくりを発展させ、将来的な活用についても検討が必要です。

■家庭教育関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
母親クラブの活動支援(再掲)	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援する。	母親クラブ 平成23年度 11クラブ 367人 平成24年度 11クラブ 362人
家庭教育学級	乳幼児、小・中学生の保護者を対象に、親子のふれあいを通じ、乳幼児期・少年期・青年期のそれぞれに応じた内容で家庭教育に関する学習を行う。 魅力ある学習内容と団体間の協力体制の確立を図る。	各公民館で月1回程度開催 平成23年度 142回 延べ3,312人 平成24年度 135回 延べ3,404人
子育て学習事業	低下する家庭教育力の向上を図るため、基本的な生活習慣や親子の関わりを見直すとともに、子育ての悩み相談にも応じ、親同士のネットワーク化を促進する学習会を開催する。 保健分野と連携した妊娠期の学習会をはじめ、就学期・思春期と発達年齢期に応じた学習会を開催する。	新入学児の就学児健康診断の際に子育て講座を開催 中学校において、思春期の問題等に対応するため子育て講座を実施。

②地域の教育力の向上

- 保育所の地域活動については継続実施が必要です。
- 「トライあんぐる倶楽部事業」については未実施地区での事業実施を促進する等事業の充実に努める必要があります。
- 「社会教育委員の活動」については、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するための具体的な対応を考える必要があります。
- 「青少年劇場・巡回ふれあい公演」等については、学校等の参加促進を図る必要があります。
- 「青少年ボランティア養成講座」については、実際の活動に必要な内容に関する研修の充実や生徒・学生が参加しやすい環境づくりを行う必要があります。
- 青少年の健全育成のため、今後も子ども会活動への支援を継続する必要があります
- 青少年育成市民会議においては、青少年の健全育成のための啓発活動や非行防止・防犯活動等関係機関との連携による諸事業に取り組んでいく必要があります。
- 市民体育祭についてはより多くの市民が参加できるよう、内容を充実する必要があります。
- 移動図書館車の周知と効果的運行により、子どもの利用の促進を図る必要があります。
- 全小学校に続き全ての中学校へ学校図書館システムを導入した後、市立図書館と学校図書館とのネットワークシステムを構築、資料の共有化と有効活用を図り、学習・情報センターとしての学校図書館の効果的な運営を推進する必要があります。

■地域教育力関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
保育所地域活動事業 (再掲)	保育所の持つ保育機能と地域の資源を活用して、保育所と地域の交流を促進するとともに、地域の子育て力の向上を図る。	全保育所22か所で開催
子ども会の活動支援	地域の団体と連携しながら、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図る。また、若年指導者の育成に努める。	市子連主催行事への支援
青少年育成市民会議 の活動	全市的な青少年健全育成の市民運動を展開する推進母体であり、関係団体の協力のもと、各種の育成活動を行うとともに、市民意識の高揚を図る。	「家庭の日」運動の推進 「こども110番」ののぼり旗の設置 こども110番 平成24年度末 622か所

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 青少年の非行問題に関する取り組みとしての「社会を明るくする運動」「青少年の非行・被害防止全国強化月間」の両運動の主要事業であるスピーチコンテストを関係機関・団体と連携して実施し、より多くの人に両運動の周知を行うことが必要です。
- 関係機関・団体との連携を密にして、青少年健全育成のための巡視・補導活動を充実させていく必要があります。
- 青少年健全育成の広報啓発活動の推進については、継続実施していく必要があります。

■ 青少年の非行問題関連事業の概要 ■

区分	概要	実施状況
青少年の非行問題に関わる取組	青少年の非行防止のため、青少年育成市民会議をはじめ、学校、警察等との連携を強化し、「社会を明るくする運動」や「きれいなまち運動」の取組を通して、青少年の健全育成を図ります。	市内中学校の連携により、「スピーチコンテスト」を実施

(4) 次代の親意識の醸成

- 「児童・生徒とのふれあいの機会の提供」や夢や目標をもって生涯にわたって学び続ける子どもの育成に向けた「キャリア教育の推進」については、継続実施が必要です。

■ キャリア教育等関連事業の概要 ■

区分	概要	実施状況
児童・生徒とのふれあいの機会の提供	小・中・高等学校と連携し、保育所や乳幼児健診の場、子育てサークル活動の場などを利用し、児童・生徒と乳幼児のふれあいの機会を提供する。	いのちの学習事業を実施
キャリア教育の推進	職場体験学習等を実施し、職業生活が自分の生き方につながることを学ぶとともに、生徒の主体性の育成に努める。	職場体験学習 小学校 2校 全中学校

(5) 「食育」の推進

- 「親子の料理教室の開催」や保育所や学校における「食育」の推進については、継続実施が必要です。
- 「愛情ほうふ食育推進大会」の開催については、食生活改善推進員や関係機関と連携し、食の大切さを広く市民に啓発し、認識を深める取り組みが必要です。

■ 食育関連事業の概要 ■

区分	概要	実施状況
親子の料理教室の開催	親子で食事を作ることにより親子のコミュニケーションを図り、食事の楽しさ、バランスのよい食事について学ぶ機会として、小学生とその親を対象に親子の料理教室を食生活改善推進協議会と連携し開催する。	主催 食生活改善推進協議会 平成23年度 親 159人 子 243人 平成24年度 親 123人 子 214人
保育所における「食育」の推進	配膳、片づけに関わる体験や野菜等の栽培、調理体験を通じて、食に対する主体性を育む取組を行う。また、給食だよりや給食参観等で食の大切さについて保護者に情報提供する。	各保育所で野菜を育て、収穫し、食べることで作物を五感で感じ、食べることの大切さを教える。

■ (参考) 幼稚園・学校の状況 ■

(各年5月1日現在)

区分	施設数	児童・生徒数				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
幼稚園	16	1,650	1,592	1,663	1,678	1,722
小学校	17	6,587	6,526	6,425	6,393	6,296
中学校	11	3,182	3,194	3,153	3,124	3,014

※幼稚園については、幼稚園型認定こども園を含む
中学校については、私立は含まない

基本方針4 職業生活と家庭生活との両立支援

(1) 就業に関する環境の整備

- 「育児休業制度」「労働時間短縮」「再就職希望者に対する支援」等の事業については、引き続き関係機関と協力し、広報・啓発活動を推進するとともに、パートタイム労働、在宅勤務など多様な働き方への支援についても周知を行う必要があります。

■就業関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
育児休業制度の定着・促進	関係機関との連携のもと、育児休業制度の普及、啓発を図るため、リーフレット等を配布するとともに、育児休業を男性、女性ともに取得しやすい環境づくりの支援に努める。	啓発パンフレットの配布
労働時間短縮の促進	ゆとりある豊かな家庭生活を確保するため、完全週休2日制やノー残業デー運動、年次有給休暇取得促進等の広報、啓発活動を行い、市民、企業、団体等へ労働時間の短縮を働きかける。	啓発パンフレットの配布、市広報での周知
多様な働き方への支援	パートタイム労働、在宅勤務、家内労働等の多様な働き方に対応し、制度の周知に努める。	内職提供事業者の募集 啓発パンフレットの配布
再就職希望者等に対する支援	出産や子育てを理由とした退職者の再就職の機会を確保するため、関係機関と連携し、事業主に対する再雇用制度の普及、啓発と制度活用を促進を図る。	相談マニュアルの窓口備え付け

(2) 男性の子育て参加の促進

- 男女共同参画啓発講座の開催やハーモニープラン 21 の周知等を通じ、役割分担意識の是正に向けた取り組みをする必要があります。
- 企業等における父親を対象とした子育て講座の開催については、企業等に対し開催協力の依頼をする必要があります。
- 地域における「子育てパパサロン」については、引続き開催協力を得られるよう各団体・公民館に依頼するとともに、実施しやすい開催形態を検討する必要があります。
- 「家庭の日」運動については、青少年育成市民会議を中心に諸事業を推進していく必要があります。

■男女共同参画関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
各種講座等の開催	男性の家事や育児など家庭生活への参画を促進するため、参加しやすい各種講座等を開催する。	男女共同参画啓発講座
企業等における父親を対象とした子育て講座の開催	企業等で父親を対象とした子育て講座を開催し、父親の子育て参加の促進を図る。	平成23年度 1事業所で開催 16人参加 平成24年度 開催希望がなかったため実施なし
役割分担意識の是正	家事・育児等の家庭生活は男女共同の責任であるという意識啓発活動を行う。	中学校3年生を対象に「防府ハーモニープラン21」の概要版を配布
地域における「子育てパパサロン」の開催促進	地域において父親の子育て参加等を目的とした「子育てパパサロン」を開催できるよう支援する。	平成22年度から開催なし

基本方針5 要保護児童等への対策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」については、児童虐待防止対策にとって重要な事業であり、今後とも継続した取り組みを進める必要があります。
- とくに「養育支援訪問事業」については、複雑な問題を抱える家庭に対する支援を行うこども家庭支援員のレベルアップと、支援員の登録について検討する必要があります。

■児童虐待防止対策関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
養育支援訪問事業	子育てで不安や軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に、こども家庭支援員を派遣し、子育ての相談や支援を行う。	訪問件数 平成23年度 延べ461件 平成24年度 延べ280件
児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会の開催など、教育、福祉、保健等の関係機関が連携して、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図る。	スーパーバイザーを招いてケース会議を実施。虐待対応マニュアルを作成。 平成23年度 幼稚園・保育所職員向け 平成24年度 小学校教員向け
母子保健訪問指導事業(再掲)	保健師、助産師、栄養士が家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行う。また、育児不安や虐待の疑いがある親に対しても個別に継続した指導を行う。	訪問件数 平成23年度 1,273件(延べ1,701件) 平成24年度 854件(延べ977件)

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 「児童扶養手当支給事業」については、更なる制度周知と受給者資格の確認強化を図る必要があります。
- 「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子自立支援員による支援活動」「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等については、制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。

■ひとり親家庭の自立支援関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給する。	受給者数 平成20年度 1,110人 平成21年度 1,065人 平成22年度 1,195人 平成23年度 1,176人 平成24年度 1,175人
ひとり親家庭医療費支給事業	ひとり親家庭の保健の向上及びその生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成する。	受給者 平成20年度 1,939人 平成21年度 2,086人 平成22年度 2,243人 平成23年度 2,026人 平成24年度 1,967人
母子自立支援員による支援活動	母子家庭等を対象に、母子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う	相談件数 平成20年度 765件 平成21年度 471件 平成22年度 733件 平成23年度 746件 平成24年度 618件
母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談	県が実施する母子寡婦福祉資金の貸付の受付を行うとともに、返済等の相談に応じる。 ※就学支度資金、修学資金などを無利子で貸付。	受付・相談件数 平成20年度 11件 平成21年度 22件 平成22年度 16件 平成23年度 16件 平成24年度 18件

(3) 障害児施策の充実

①各種サービスの充実

- 「障害児福祉手当の支給」「居宅介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「短期入所」「障害児補装具交付・修理事業」「障害児日常生活用具給付事業」「特別児童扶養手当の受付・相談」等障害児に対する各種サービスについては、継続した取り組みを進める必要があります。

■各種手当の概要■

区分	概要	実施状況
障害児福祉手当の支給	重度障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、育成を援助する。	受給者数(延べ) 平成20年度 910人 平成21年度 812人 平成22年度 820人 平成23年度 772人 平成24年度 866人
特別児童扶養手当の受付・相談	県が実施する特別児童扶養手当の支給の受付を行うとともに、相談に応じる。	受給者数 平成20年度 184人 平成21年度 195人 平成22年度 194人 平成23年度 189人 平成24年度 208人

■各種サービスの概要■

区分	概要
居宅介護	障害児が家庭において、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給する。
児童デイサービス	デイサービス施設に通って、日常生活における動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給する。 (平成24年度から「児童発達支援」「放課後等デイサービス」に移行)
短期入所	保護者の病気等により、家庭において保護を受けることが一時的に困難となった障害児が、施設に短期入所し保護を受けた場合に介護給付費を支給する。
障害児補装具交付・修理事業	身体障害児に対し、補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付、または修理する。 ※平成24年度から軽・中等度難聴児に対する補聴器購入助成を追加実施。
障害児日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活上の便宜を図る用具を支給する。
児童発達支援	就学前の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援の給付を行う。 (平成24年度に「児童デイサービス」から移行)
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や休日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援給付を行う。 (平成24年度に「児童デイサービス」から移行)

②早期発見・相談の充実

- 発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見については「乳児健康診査事業」「1歳6か月児、3歳児健康診査事業」「心身障害児総合療育機能推進事業」「特別支援教育」等の事業が重要であり、継続した取り組みを進める必要があります。
- そのほか、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」については、平成24年度に県から移譲され市で実施しているが、今後も継続実施が必要です。

■障害の早期発見関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
心身障害児総合療育機能推進事業	心身に障害のある、またはそのおそれのある乳幼児について、療育相談に応じ、助言・指導を行うとともに、療育を行う。	主催 中央児童相談所 相談件数 平成23年度 41件 平成24年度 34件
特別支援教育の充実	学習障害(LD)児、注意欠陥多動性障害(ADHD)児、高機能自閉症児等への指導方法等の工夫、改善について研究を行うとともに、発達障害者支援センターを紹介するなど、相談や支援の機会の拡充を図る。	学校支援員 平成23年度 25人 平成24年度 40人

基本方針6 安全・安心まちづくりの推進

(1) 子どもの安全の確保

- 「幼児期の交通安全指導」「指導者の養成」「防犯対策協議会の活動支援」「防犯ブザーの支給」「交通安全教室の開催」等子どもの安全・安心に関連する諸事業については、継続した取り組みを進める必要があります。

■交通安全関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
幼児期の交通安全指導	交通安全意識を高め、子どもを交通事故から守るため、体験学習を通して、幼児及び保護者に対する交通安全教育や啓発を行う。	防府市安全会議と連携し実施 幼稚園 14か所 延べ43回 保育所 18か所 延べ65回 幼児交通安全クラブ 19クラブ 延べ163回
指導者の養成	幼児及び保護者に対し、正しい交通ルールとマナーの指導を行うため、講習会を開催して指導者を養成する。	幼稚園・保育所の主任保育士 延べ120人
交通安全教室の開催	児童・生徒の交通マナーや安全意識の向上のため、県警、防府警察署、交通安全協会による交通移動教室を開催する。	小学校新入学生 13校

(2) 生活環境の整備

- 「公営住宅ストック改善事業」については、長寿命化計画に基づいて公営住宅の修繕・改善を進めていく必要があります。
- 学校周辺のカラー舗装等「道路交通環境」の整備についても、計画的な施設整備を推進する必要があります。

■生活環境関連事業の概要■

区分	概要	実施状況
公営住宅ストック改善事業	公共賃貸住宅の建替、改善を適切な手法で計画的に実施する。	防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき、居住水準の向上・安全性の向上及び居住環境の整備を実施。
道路交通環境の整備	歩道及び交通安全施設が未整備となっている路線について、子どもが安全に通行することができるよう、幅の広い段差のない歩道を整備するとともに、防護柵、反射鏡等の交通安全施設を計画的に設置する。	小学校周辺カラー舗装 平成23年度 1,454m 平成24年度 2,067m
公共施設の環境整備	公共建物のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置やイベント等開催時の託児室の設置に努める。	平成24年度 記念モデル児童遊園トイレ改築、佐波公園トイレ改築

5. 防府市の子ども・子育て支援の課題

1. 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」と「幼稚園」が圧倒的に多く、今後の利用希望でも、「認可保育所」「幼稚園」のニーズは目立って多くなっています。ただ、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも相対的に多く、ニーズ量の見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。
- そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。

2. 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は 22 箇所の保育所で実施していますが、施設によっては保育時間のさらなる延長が望まれることが予想されることから、今後の対応が求められます。
- 一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズは 3 割前後と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- ショートステイ・トワイライト事業については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらには緊急一時利用や DV により経済的に困窮している保護者への対応も含め一層の充実が必要です。
- 利用者が限定されるとはいえ、就学前保護者の「地域子育て支援拠点事業」の利用状況は約 1 割、同じく「ファミリーサポートセンター事業」は 3%といずれも低く、引き続き事業のPR活動を行うとともに、「ファミリーサポートセンター」については、入会時の指導や確認の徹底や援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（留守家庭児童学級等）については、就学前のニーズ調査では6年生までの利用を希望する保護者が7割以上を占めること、土曜日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いこと等今後の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図るため、保育審査基準に基づいた切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障害児等配慮を要する児童に対応する指導員の確保が必要です。
- 保護者が気軽に相談できる体制としては、「地域子育て支援拠点事業」のほか、「こども相談室」「子育てサロン」「母子自立支援員による支援活動」「いじめ相談」等多岐にわたっています。ただ、ニーズ調査結果では、就学前では「保健センターやこども相談室」が 16.9%でもっとも多いほかは、「地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点)」が 6.6%、小学生では「市の教育相談や保健センター、こども相談室」が 5.3%と極めて少なく、今後、子育てが楽しいと考える保護者がもっと増えるためには、身近なところで、これら相談事業の周知徹底を図り、悩みや不安に答えられる公的な支援のあり方が求められます。

- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、一方で隣近所を含む地域への期待は、就学前、小学生ともに、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」等が圧倒的に多く、地域での見守りや気づきへの期待が大きくなっています。
- ニーズ調査における身近な相談先や情報の入手先として、子どもを見守るための親同士の交流の機会などの役割も比較的高いことから、特に母親の集まる場を設け、子どもや学校などの情報交換をするとともに、母親のストレス発散の機会をつくることが求められています。
- 併せて、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA・育友会、家庭などがきちんと連携をとり、市全体で子ども達を守っていく体制をつくることが求められています。

3. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」等本市の児童虐待防止対策の取組は重要です、ニーズ調査でも、就学前、小学生ともに、保護者によって「児童虐待」については身近な問題として捉えられている状況があり、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。
- 障害児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見の継続実施が必要です。併せて、関係機関と連携して、発達障害児の早期治療を充実する必要があります。

4. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 19.5%、父親利用 2.0%となっており、母親の利用経験者は約 5 人に 1 人となっています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 今後の子育て支援では、ニーズ調査で就学前、小学生とも「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境をつくる」が圧倒的に多く、企業に対する働きながら子育てできる環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。
- 父親が子育てに参加するための機会として、本市では各種講座や地域における「子育てパパサロン」の開催などを設けており、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

5. 安全・安心な子育て環境の充実

- 今後、重要と考えられる施策として、就学前、小学生とも「交通事故のない安全な道路環境」「防犯対策の行き届いた安全・安心なまちづくり」が上位を占めており、安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい道路整備など事業の充実を図る必要があります。

6. 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業メニューとなっており、今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。